

公益社団法人 日本臨床細胞学会

# 定 款 施行細則

平成 29 年(2017 年)11 月 18 日 下記の施行細則一部改定  
班研究課題 専門医受験資格 CT資格認定附則  
学術集会収支報告に関する施行細則

# 公益社団法人 日本臨床細胞学会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本臨床細胞学会と称し、英文名を The Japanese Society of Clinical Cytology とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、わが国における臨床細胞学の学術研究の発展を図り、細胞診断実務に従事する者に対して細胞診断の教育指導に関する事業を行うことで、国民の医療、福祉及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 臨床細胞学に関する学術研究の推進並びに学術集会の開催
- (2) 臨床細胞学に関する教育普及事業
- (3) 臨床細胞学に関する広報事業
- (4) 臨床細胞学に関する細胞診専門医並びに細胞検査士の資格認定、更新に関する事業
- (5) 細胞診断の質を維持、向上させるための施設認定、研修に関する事業
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本国内及び海外において行うものとする。

## 第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 医師及び歯科医師並びにこの法人の事業に賛同する臨床検査技師並びに個人
- (2) 準会員 この法人の事業に賛同する臨床検査技師並びに個人
- (3) 名誉会員 臨床細胞学の進歩及びこの法人の発展に著しい功績があり、理事会が推薦した個人
- (4) 功労会員 この法人の発展に著しい功績があり、理事会が推薦した個人
- (5) 図書会員 この法人の目的に賛同して入会し、機関紙を購読する団体
- (6) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

3 会員種の変更については、定款細則による。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員、準会員及び図書会員並びに賛助会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

3 名誉会員及び功労会員は、理事会の推薦と本人の承認をもって会員となる。

(会費)

第7条 会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員の資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 当該会員が成年被後見人又は被保佐人になったとき

(2) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき

(3) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき

(4) 総社員が同意したとき

(抛出金品の不返還)

第11条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

## 第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(種別及び定数)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

(1) 社員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎年度4月から6月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 議決権総数の5分の1以上の議決権をもって、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、出席した正会員のうちから理事長が指名する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 社員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第19条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法を持って表決、又は議長若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 25名以上40名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち、1名を理事長、5名以内を副理事長とする。また、15名以内を常務理事とすることができる。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の代表理事とし、副理事長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会によって正会員の中から選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれてはならない。
- 4 この法人の監事には、法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（理事の職務及び権限）

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行するとともに、理事長を補佐する。

3 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

（役員報酬等）

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対して、社員総会において別に定める役員報酬等の支給に関する規程に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

（理事の責任免除）

第28条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事（理事であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、理事会の決議によって免除することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(運営方法)

第32条 理事会の運営方法は、この定款に定めるもののほか、別に定める理事会運営に関する施行細則による。

(議長)

第33条 理事会の議長は、総務委員会委員長が行う。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

3 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数の3分の2以上の承認を要する。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 評議員会及び評議員

(構成)

第36条 この法人に評議員会を置く。

2 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第37条 評議員会は、この法人の業務に関する重要事項について、理事長の諮問に応じ審議する。

2 評議員は、理事長の諮問に応じて、この法人の活動や運営に助言をすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(評議員の選任)

第38条 評議員は別に定める評議員選任に関する施行細則に基づき、理事会で選出し、理事長がこれを任免する。

(招集)

第39条 評議員会は、次のいずれかに該当する場合に、理事長が招集する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 評議員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して招集の請求があったとき

(議事録)

第40条 評議員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 構成総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 出席した議長及びこの会議において選任された議事録署名人2人以上が、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 名誉会長

第41条 この法人に1名の名誉会長を置くことができる。

2 名誉会長は、臨床細胞学の進歩及びこの法人の発展に著しい功績があり、理事会が推薦し社員総会で承認した個人とする。

3 名誉会長は、次の職務を行うものとし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の権限は有しないものとする。

- (1) 細胞診断学及び本法人の行う事業の広報

4 名誉会長の任期は、2年とし、その再任を妨げない。

5 名誉会長は、無報酬とする。

6 名誉会長の選任及び解任は、理事会において決議する。

## 第9章 名誉顧問及び顧問

第42条 この法人に1名の名誉顧問及び1名以上2名以下の顧問を置くことができる。

2 名誉顧問及び顧問は、臨床細胞学の進歩及びこの法人の発展に著しい功績があり、理事会が推薦し社員総会で承認した個人とする。

3 名誉顧問及び顧問は、次の職務を行うものとし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の権限は有しないものとする。

- (1) 理事会から諮問された事項についての参考意見の具申

4 名誉顧問及び顧問の任期は、2年とし、その再任を妨げない。

5 名誉顧問及び顧問は、無報酬とする。

6 名誉顧問及び顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

## 第10章 細胞診専門医会及び細胞検査士会

(構成)

第43条 この法人に細胞診専門医会及び細胞検査士会を置く。

(1) 細胞診専門医会は、すべての細胞診専門医をもって構成する

(2) 細胞検査士会は、すべての細胞検査士をもって構成する

2 前項の細胞診専門医会及び細胞検査士会は、次に掲げる事項を行うものとし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の機関には該当しないものとする。

(1) 細胞診断実務に関する医師、歯科医師並びに技師の教育・指導

(2) 細胞診断学の普及

(3) 細胞診専門医並びに細胞検査士の社会的地位向上のための事業

3 専門医会及び細胞検査士会は、その任務、構成及び運営に関し、理事会において別に定める施行細則に従うものとする。

## 第11章 各種委員会

(各種委員会)

第44条 理事会は担当する会務の遂行に必要な委員会を置くことができる。

2 理事会が必要と認めるとき、その他に臨時委員会を置くことができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 第12章 資産及び会計

(財産の種類別)

第45条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3 前項の財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分するときは、あらかじめ理事会の承認を要する。

4 その他の財産は基本財産以外の財産とする。

5 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その50%以上を公益目的の事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱いに関する施行細則による。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第47条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。



2 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第1項の書類については、毎事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。  
(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 第1項及び第3項に掲げる書類は、毎事業年度終了後3カ月以内に行政庁に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第49条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

### 第13章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第50条 この定款は、社員総会の議決によって変更することができる。

(解散)

第51条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第52条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1カ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条の第1項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第14章 事務局

(事務局)

第54条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及びその他必要な職員を置くことができる。

- 2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が任免し、職員は理事長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

## 第15章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第16章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定めることができる。

## 附則

- 1 この定款は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に定める公益認定を受けた日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は理事長佐々木寛とする。
- 3 この法人の最初の業務執行理事は、岩坂剛、土屋眞一、青木大輔、宇田川康博、植田政嗣、広岡保明とする。
- 4 平成26年6月7日 一部改定施行。

# 公益社団法人日本臨床細胞学会 細則等

## 公益社団法人日本臨床細胞学会 細則等 目次

定款細則	p13
役員等選任に関する施行細則	p15
評議員選任に関する施行細則	p18
寄附金等取扱いに関する施行細則	p21
旅費に関する施行細則	p23
役員の報酬等の支給に関する規程	p25
会費等に関する規程	p26
名誉会員，功労会員の推薦に関する施行細則	p27
理事会運営に関する施行細則	p27
委員会に関する施行細則	p29
地域連携に関する施行細則	p31
学会賞選考に関する施行細則	p32
技師賞選考に関する施行細則	p32
最優秀論文賞選考に関する施行細則	p33
班研究課題選考に関する施行細則	p34
個人情報管理に関する施行細則	p35
細胞診専門医資格認定試験施行細則	p37
細胞診専門医資格認定試験実施に関する施行細則	p38
細胞診専門医の資格認定，責務に関する施行細則	p40
細胞診専門医資格更新，資格消失に関する施行細則	p41
細胞診専門医資格更新実務に関する施行細則	p41
施設認定に関する施行細則	p44
教育研修施設認定に関する施行細則	p47
教育研修指導医認定並びに資格更新に関する施行細則	p48
細胞検査士の業務及び資格更新に関する施行細則	p50
細胞検査士資格認定試験施行細則	p51
細胞検査士資格認定試験実施に関する施行細則	p54
細胞検査士資格更新実務に関する施行細則	p56
IAC 連絡委員会に関する施行細則	p59
MIAC, CMIAC 申請に関する施行細則	p60
C. T. (IAC) 資格更新継続に関する施行細則	p61
各種講習会等実施に関する施行細則	p64
細胞診断学に関連する医学研究の利益相反に関する指針	p67
細胞診断学に関連する医学研究の，利益相反に関する指針の施行細則	p71
細胞診専門医会に関する施行細則	p75
細胞検査士会に関する施行細則	p78
科学研究費助成事業－科研費－の研究実施に関する施行細則	p81
臨床試験審査の指針，学術集会収支報告に関する施行細則	p83, 86

**公益社団法人 日本臨床細胞学会 定款細則**  
**Bylaw of The Japanese Society of Clinical Cytology**

**第1章 会 員**

第1条 会員は、機関誌の配布を受け、かつ学術集会に出席して、業績を発表し発言することができる。

**第2章 会員種の変更**

第2条 会員種を変更しようとする者は、別に定める会員種変更申込書により、理事長に申し込むものとする。

- 2 準会員のうち希望する者は、理事長の承認を得て、正会員となることができる。
- 3 前項によって正会員となった者は、理事長の承認を得て、準会員となることができる。

**第3章 評 議 員**

第3条 評議員は理事長の諮問に応じて本法人の重要事項を審議する。評議員の選出は評議員選出委員会にて行い、理事会にて決定する。

- 2 評議員選出委員会に関する事項及び会員が評議員に選出される被選任条件については評議員選任に関する施行細則による。
- 3 評議員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 評議員は、特別な事情が生じたときは理事会及び評議員会の議決により、理事長がこれを解任することができる。

**第4章 評議員会**

第4条 評議員会は必要に応じて理事長が召集する。

- 2 評議員会の議長は出席した評議員のうちから理事長が指名する。

第5条 評議員会は社員総会と合同で開催することができる。

**第5章 学術集会**

第6条 本法人は、年2回学術集会（春期大会及び秋期大会）を開催する。

第7条 学術集会会長の選任は、本法人役員等選任に関する施行細則による。

第8条 理事長は理事会にはかり、春期・秋期大会以外の集会を開催することができる。

**第6章 機 関 誌**

第9条 本法人の機関誌は、日本臨床細胞学会雑誌（日臨細胞誌）と称する。

第10条 International Academy of Cytologyの機関誌Acta Cytologicaも本法人のofficial periodicalである。

**第7章 細胞診専門医及び細胞検査士**

第11条 細胞診専門医とは、細胞診断に関する知識・技量を備えた医師・歯科医師で、あわせて医師・歯科医師並びに細胞検査士の指導に当たる者をいう。細胞診専門医の資格の認定及び資格の申請、更新については施行細則による。細胞診専門医の定義は本定款細則の附則2.に掲げる。

第12条 細胞検査士とは細胞診スクリーニング及び技術に関する実務を責任をもって確実に実施しうる技師をいう。本法人は日本臨床検査医学会（旧日本臨床病理学会）と協同して細胞検査士資格認定試験並びに認定を行う。

細胞検査士の資格の更新は別に定める施行細則による。

## 第8章 学会賞・技師賞

第13条 本法人は臨床細胞学の発展に貢献した個人に対し、別に定めるところにより学会賞又は技師賞を授与することができる。受賞者の決定は施行細則による。

## 第9章 最優秀論文賞

第14条 本法人は臨床細胞学に関する論文の中から別に定めるところにより優秀論文を選考し、最優秀論文賞を授与することができる。受賞者の決定は施行細則による。

## 第10章 班研究の助成

第15条 本法人は臨床細胞学の学術的向上及び研究の推進を図るため、班研究活動を支援することができる。研究課題の選考は施行細則による。

## 第11章 会 計

第16条 本法人の経費は、会費及び寄附金をもって充てる。会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

前年度収支決算は、毎年社員総会において報告する。

## 第12章 定款細則の変更

第17条 定款細則の変更は理事会の承認を要する。

## 附 則

1. この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の公益認定を受けた日から施行する。
2. 細胞診専門医の定義について  
細胞診専門医は、資格認定試験に合格した細胞診専門医と細胞診専門歯科医を意味する。本法人の施行細則、規程及び要項等での細胞診専門医は、特別の断り書きがない限りこの細則の附則による。
3. 特定非営利活動法人日本臨床細胞学会での会員期間、資格等は、原則としてこれを本法人で継続する。
4. 平成25年6月2日 一部改定施行。
5. 平成26年3月29日 一部改定施行。

**公益社団法人 日本臨床細胞学会**  
**役員等選任に関する施行細則**

**第1章 理事長及び副理事長の任期**

第1条 本法人定款第25条により、理事長及び副理事長の任期は2年とし再任を妨げないが、2期4年を限度とする。

**第2章 学術集会会長の選任**

第2条 学術集会会長の選出に当たっては、理事長、副理事長と学術委員会委員長が協議し、理事会に候補者を推薦し、理事会の議を経て選出する。なお、理事長は前理事長の意見を聞くことができる。

**第3章 常務理事及び常務理事会**

(常務理事)

第3条 法人の常務を処理するため常務理事を15名以内で置くことができる。

2 常務理事は理事の中より選出し、理事長、副理事長の推薦により理事長が委嘱する。なお、理事長は前理事長の意見を聞くことができる。

3 常置委員会の委員長は常務理事をもって当てる。

(常務理事会)

第4条 常務理事会は理事長が必要と認めたとときに招集することができる。

2 常務理事会は理事長、副理事長、春期・秋期学術集会会長、次期春期・秋期学術集会会長、常務理事、細胞診専門医会会長、細胞検査士会会長及び理事長が必要と認めた者をもって構成する。

**第4章 理事の選任及び理事会**

(理事会)

第5条 理事会は理事、監事、春期・秋期学術集会会長、次期春期・秋期学術集会会長、細胞診専門医会会長、細胞検査士会会長及び理事長が必要と認めた者をもって構成する。

(理事の選任)

第6条 評議員会は評議員の互選により理事候補を決定し理事会に推薦する。本法人定款第22条により、理事会は理事候補を社員総会に提案し、社員総会が理事を決定する。

(理事の定数)

第7条 理事の定数は25名以上40名以内とし、全国選出理事候補、地方選出理事候補並びに理事長推薦理事候補とに分ける。

(理事候補選挙管理委員会)

第8条 理事改選の前年に理事候補選挙管理委員会を組織する。

2 委員は、副理事長、総務委員会委員長、並びに理事長の指名する理事若干名とし、理事長の指名する副理事長を委員長とする。

3 委員会は、理事候補選挙に関する業務を行う。

(全国選出理事候補)

第9条 全国選出理事候補の定数は原則として20名とし、評議員の中から所信を表明し立候補した者を被選挙人とし、評議員により選出する。

2 全国選出理事候補選挙の告示は、あらかじめ定められた日に行い、各評議員に選挙人及び被選挙人名簿と投票用紙を送付する。

3 投票は10名を過不足なく選び、学会事務所内の選挙管理委員会に郵送する。

4 告示日及び投票締切日は、理事候補選挙管理委員会が別に定める。

5 立候補者が定数に満たないときは投票を要しない。

6 選挙の結果、投票数が同数のため定数を超過する場合は、選挙管理委員会において、候補者の役員歴等を考慮して審議の上で当選者を決定する。

7 選挙管理委員会は前項に準じて次点者10名の順位を決定し、理事会に報告する。

(地方選出理事候補)

第10条 地方選出理事候補の定数は原則として10名とし、改選の都度、理事会において都道府県若しくは学会の定める地域に所属する評議員数に比例して配分する。なお、所属する都道府県・地域は、評議員立候補申請の際に登録した都道府県・地域をもとに決定する。

2 配分する際には、各地域に1名の理事候補者を配する。

3 第2項に加え、全評議員数の約10%に理事候補1名とし、評議員数に応じて各地域に配する。

4 地域を構成する都、道、府、県は、当分の間別表のごとく区分する。

5 地方選出理事候補は、評議員の中から全国選出理事候補に選出された者を除いた評議員の中から所信を表明し立候補した者を被選挙人とし、各地域の評議員により選出する。その告示は、全国選出理事候補の決定後直ちに行い、各評議員に選挙人及び被選挙人名簿並びに投票用紙を送付する。

6 投票は、地域ごとに、定数を過不足なく選び、学会事務所内の理事候補選挙管理委員会に郵送する。

7 告示日及び投票締切日は、理事候補選挙管理委員会が別に定める。

8 立候補者が定数に満たないときは投票を要しない。

9 選挙の結果、投票数が同数のため定数を超過する地域については、選挙管理委員会において、候補者の役員歴等を考慮して審議の上で当選者を決定する。

10 選挙管理委員会は前項に準じて各地域別に次点者1名を決定し、理事会に報告する。

別表：地域と所属都・道・府・県

北海道地域：北海道

東北地域：青森，岩手，宮城，秋田，山形，福島

関東地域：新潟，茨城，栃木，群馬，埼玉，千葉，東京，神奈川，山梨，長野，静岡

中部地域：富山，石川，福井，岐阜，愛知，三重

近畿地域：滋賀，京都，大阪，兵庫，奈良，和歌山

中国，四国地域：鳥取，島根，岡山，広島，山口，徳島，香川，愛媛，高知

九州地域：福岡，佐賀，長崎，熊本，大分，宮崎，鹿児島，沖縄

(理事長推薦理事候補)



第11条 理事長推薦理事候補の定数は約5名とし、理事長は副理事長と合議の上で候補者を理事会に推薦し、その議を経て総会に推薦する。なお、理事長は前理事長の意見を聞くことができる。

(次点)

第12条 次点者の得票数が同数の場合には、選挙管理委員会は役員歴等を審議の上で次点者の順位を決定しておく。

(理事候補投票の無効規程)

第13条 投票は、次の場合には無効とされる。

- 1) 所定の投票用紙を使用していないもの
- 2) 定数が記されていないもの
- 3) 姓名が判読できないもの
- 4) 同一姓名を2回以上記入する等、投票様式に従わないもの
- 5) 所定の期日までに学会事務所に到着しないもの

## 第5章 監事の選任

第14条 定款第22条により、理事長は副理事長と協議して、候補者を理事会に推薦し、理事会の承認を経て、社員総会の議決により決定する。

## 第6章 施行細則の変更

第15条 この施行細則の変更は理事会の承認を経なければならない。

## 附 則

1. 本施行細則は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の公益認定を受けた日から施行する。
2. 平成25年6月2日 一部改定施行。
3. 平成26年6月5日 一部改定施行。
4. 平成27年3月7日 一部改定施行。

**公益社団法人 日本臨床細胞学会**  
**評議員選任に関する施行細則**

**第1章 評議員の被選任条件**

第1条 評議員に立候補する者は選出の時点で次の事項に定める条件を備えた者とする。

1. 評議員選出年度の前年度の12月31日において正会員であり、その時点で5年以上引き続き本法人会員であり、立候補の時点で本法人正会員であること。
2. 会費を完納していること。
3. 学会が公示した被選任のための業績目録を提出していること。
4. 評議員は選出年度の3月31日現在満65歳以下の者とする。
5. 検査士評議員は本法人及び日本臨床検査医学会（旧日本臨床病理学会）認定の細胞検査士の資格のある者とする。
6. 原則として本法人機関誌の査読依頼を承諾する者であること。

**第2章 評議員選出委員会**

第2条 理事会は次に定める基準により評議員選出委員会委員長並びに委員（以下選出委員長並びに選出委員と略記）を選出し、評議員選出委員会を組織する。

第3条 選出委員は次の各項に定める基準により選出する。

1. 理事長が指名する副理事長 1名（選出委員長）
2. 総務担当理事 2名
3. 専門分野別委員
  - 1) 婦人科系からの委員 5名
  - 2) その他の領域からの委員 7名
  - 3) 細胞検査士 2名
  - 4) その他委員会が定める者 若干名

第4条 選出委員は評議員改選の前年度に選出され、任期は新評議員選出終了までとする。選出委員に欠員が生じた場合は前条の規程により補充する。

**第3章 評議員の定数**

第5条 評議員の定数は全正会員数の8%を越えないものとする。

第6条 理事長は選出委員会にて選出された評議員のほか、特に必要と認めた若干名につき理事会の議を経て評議員を委嘱することができる。

**第4章 評議員立候補のための申請書**

第7条 評議員に立候補しようとする者は、所定の期日までに、別に定める申請書を選出委員会に提出しなければならない。申請書提出の期限は別に定める。なお、その期日に属する主たる都道府県を1つ登録しなければならない。

第8条 評議員立候補者の業績基準は、附則に定める。

## 第5章 施行細則の変更

第9条 この施行細則の変更は理事会の承認を経なければならない。

### 附 則

1. 関連学会、雑誌の採択及びその業績の評価は選出委員会にて行う。
2. 評議員被選任のための業績基準は次の通りとする。

正会員の期間になされた研究、学会活動などにつき、以下に定める基準に基づき、過去3年間の合計単位を業績の基準とする。

#### 1) 研究活動について

##### A) 学会発表

イ) 本法人春期大会、同秋期大会における一般演題 2単位

ロ) 同上学会における会長講演、特別講演 5単位

要望講演、教育講演、シンポジウム演者、ワークショップ演者、スライドセミナー出題者 3単位

ハ) 各科関連学会で発表した臨床細胞学及び関連した腫瘍等に関する演題 1単位

ニ) イ)～ハ)については、国際学会は1単位追加、地域都道府県及び関連学会は1/2、共同発表者は1/2の単位とする。

##### B) 論文

イ) 本法人雑誌に発表された

総説・原著 4単位

症例報告 2単位

欧文は1単位加算

ロ) 各科関連学会雑誌等に発表された臨床細胞学及び関連した腫瘍等に関する

総説・原著 2単位

症例報告 1単位

欧文は1単位加算

ハ) 臨床細胞学及び関連した腫瘍等に関する著書

編集者 3単位

分担筆頭者 2単位

分担共著者 1単位

ニ) イ)～ハ)については、欧文は1単位加算 地域都道府県及び関連学会は1/2、共著者は1/2の単位とする。

#### 2) 学会活動について

A) 本法人春期大会、同秋期大会（細胞検査士部会及び研究部会を含む）における座長 3単位

B) 本法人が主催する各種講習会 実施委員長 2単位 事務局責任者 1単位

\*事務局責任者の認定は、実施委員長から提出される証明書で行う。

C) 本法人教育委員会が主催するセミナー等 講師 2単位

#### 3) その他

A) 役員等：理事長5単位、副理事長3単位、理事・監事2単位

都道府県責任者3単位, 都道府県副責任者1単位, 地域責任者3単位  
評議員, 学会委員, 幹事すべて1単位  
学術集会長 5単位

※役員の点数は1年ごとに算定, 重複を認める

B) 選出委員会が本学会の発展に貢献したと認定した者 1~10単位

注: 発展に貢献すると認定できる事例には, 例えばIACの役員等がある.

C) 地域及都道府県での単位は, 本法人活動の1/2単位とする.

D) 上記活動に示した単位は筆頭者を基準としたものであり, 共同発表者は1/2単位とする.

3. 審査には学会発行規定用紙を使用し, 必要事項を記入し, 提出しなければならないが, 評議員選出委員会において必要な資料の提出が求められた場合には速やかに提出しなければならない.
4. 関連学会, 雑誌の採択及び2.1)研究活動につき, A)学会発表ハ), 及び B)論文ロ), ハ)の単位について, 示された単位は原則の単位数とし, 評議員選出委員会が提出された資料を基にその都度内容を検討し単位を決定する.
5. 評議員は業績基準の合計点数の高い順に選出するが, 合計単位が同数の場合には, 年齢の高い者が優先される.
6. 基準単位の変更の検討は評議員選出委員会で行い, 理事会で決定する.
7. 本施行細則は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の公益認定を受けた日から施行する.
8. 平成25年6月2日 一部改定施行.
9. 平成26年11月7日に一部を改定し, 平成29, 30年度評議員選任時より施行する.
10. 平成27年11月21日に一部を改定し, 平成29, 30年度評議員選任時より施行する.
11. 平成28年3月19日に一部を改定し, 平成29, 30年度評議員選任時より施行する.

# 公益社団法人 日本臨床細胞学会

## 寄附金等取扱いに関する施行細則

(目的)

第1条 この施行細則は、公益社団法人日本臨床細胞学会（以下「本法人」という）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この施行細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1) 一般寄附金 本法人の会員又は本法人の会員を含む広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄附金
- 2) 特定寄附金 本法人の会員又は本法人の会員を含む広く一般社会に、用途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金
- 3) 特別寄附金 前各号のほか、個人又は団体から受領する寄附金

2 この施行細則における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄附金の募集)

第3条 本法人は常時一般寄附金を募ることができる。

2 一般寄附金は、寄附金総額の50%以上を公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。

(特定寄附金の募集)

第4条 特定寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金用途及びその他必要な事項を説明した書面(以下「募金目論見書」という)を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

2 特定寄附金は適正な募集経費を控除した残額の総額を、公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金用途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

(募金目論見書の交付等)

第5条 特定寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

2 前項にかかわらず、ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄附した者へは事後に交付することができる。

(受領書等の送付)

第6条 一般寄附金又は特定寄附金を受領したときは、遅滞なく受領書を寄附者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、本法人の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(募金に係る結果の報告)

第7条 本法人は、特定寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、用途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

2 本法人は、特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(特別寄附金)

第8条 本法人は個人又は団体より特別寄附金を受領することができる。

2 前項の寄附金について寄附者から資金使途及び寄附金の管理運用方法について条件が付されているときは、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。

3 寄附金が下記各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。

1) 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体はその寄附により、特別の利益を受ける場合

2) 寄附者とその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合

3) 寄附金の受け入れに起因して、本法人が著しく資金負担が生ずる場合

4) 前3号に掲げる場合のほか、本法人の業務の遂行上支障があると認められるもの及び本法人が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

(情報公開)

第9条 本法人が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第10条 寄附者に関する個人情報については、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(改 廃)

第11条 この施行細則の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

## 附 則

1. この施行細則は、公益法人の公益認定を受けた日から施行する。
2. 平成25年6月2日 一部改定施行。

**公益社団法人 日本臨床細胞学会**  
**旅費に関する施行細則**

(旅費の支給)

第1条 公益社団法人日本臨床細胞学会（以下「本法人」という）は、本法人の役員及び理事長が本法人の業務執行に直接関係があると認めた者が、業務を執行した場合、又は業務を執行するため出張した場合、若しくは会議に出席した場合には、費用弁償としてこの施行細則により旅費を支給する。

(旅費の種類及び支給額)

第2条 旅費の種類は別表の区分（運賃及び料金、車賃、宿泊費）とし、旅費の支給額は別表の支給額とする。

(旅費の支給額の計算)

第3条 旅行に要する運賃及び料金は、その者の勤務先所在地と用務地それぞれの最寄駅又は最寄空港との間で要する往復運賃及び最上級の料金を上限とする。

- 2 車賃は、勤務先所在地から最寄駅又は最寄空港までの往復及び用務地の最寄駅又は最寄空港から用務地までの往復に要する費用等とする。
- 3 勤務先所在地と用務地とが同一の都道府県の場合は、車賃のみを支給する。
- 4 勤務先所在地と用務地とが陸地で隣接する都道府県の場合は、定額の交通費を支給する。
- 5 宿泊費は、滞在日数に応じて支給する。
- 6 本学会の学術集会開催地における用務については、旅費及び宿泊費を支給しない。

(外国旅行)

第4条 外国旅行については、別に定める。

(特別支給)

第5条 特別な事由がある場合には、前各条の規定にかかわらず実情に即した旅費を支給する。

(規程の改廃)

第6条 この施行細則の改廃は、理事会の決議によるものとする。

別表

区 分	上 限 支 給 額
運 賃 及 び 料 金	運賃及び最上級の料金
	陸地で隣接する都道府県の場合、金5千円
車 賃	最寄駅までの場合、1用務につき金2千円
	最寄空港までの場合、1用務につき金5千円
宿 泊 費	1泊につき金1万円

## 附 則

1. この施行細則は、公益法人の公益認定を受けた日から施行する。
2. 平成 25 年 6 月 2 日 一部改定施行。



## 公益社団法人 日本臨床細胞学会 役員の報酬等の支給に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人日本臨床細胞学会（以下「本法人」という）定款第27条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本法人を主たる勤務場所として週3日以上勤務する者をいう
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう
- (4) 報酬等とは、報酬及び費用をいう。報酬は、費用とは明確に区分されるものとする
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする

(報酬の支給)

第3条 本法人は、常勤役員の職務執行の対価として年間15,000,000円を限度として、報酬を支給することができる。

- 2 役員には、役員賞与及び退職慰労金は支給しない。

(報酬額の決定)

第4条 本法人の常勤役員の報酬額は、理事長が社員総会の承認を得て、決めるものとする。

(報酬の支給)

第5条 報酬の支給日、支給方法並びに報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という）に準ずる。

(費用)

第6条 本法人は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。なお、費用のうち旅費及び交通費の支給については、旅費に関する施行細則の定めによるものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給する。

(改正)

第7条 この規程の改正は、理事会の議決を経て、総会の承認決議により行うものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

### 附 則

1. この規程は、公益法人の公益認定を受けた日から施行する。
2. 平成25年6月2日 一部改定施行。

## 公益社団法人 日本臨床細胞学会 会費等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本臨床細胞学会（以下「本法人」という）定款第7条の規定に基づき、会費及び入会金の取扱いについて基本的事項を定めることを目的とする。

### (会費及び入会金)

第2条 定款第5条に規定する正会員の会費は、一人当たり年12,000円とする。

2 定款第5条に規定する准会員の会費は、一人当たり年6,000円とする。

3 定款第5条に規定する名誉会員及び功労会員は、会費を免除される。

4 定款第5条に規定する図書会員の会費は、一人当たり年9,000円とする。

5 定款第5条に規定する賛助会員の会費は、一口50,000円（一口以上）とする。

6 正会員である理事及び評議員は、本法人の管理運営のための費用負担として、正会員の会費とは別に一人当たり年6,000円を特別会費として納めるものとする。

7 年度途中で、定款第5条に規定する准会員から正会員へ会員種を変更する場合には、年会費の差額6,000円を追加で納めるものとする。

8 年度途中で、定款第5条に規定する正会員から准会員へ会員種を変更する場合には、当該年度分の年会費は正会員の年会費を適用して差額の返金は行わず、翌年度より准会員の年会費を適用とする。

### (会費の納入)

第3条 会員は、原則として毎年3月31日までに事務所に会費を前納する義務がある。

2 会員は、退会する際も、当該年度までの会費を納入しなければならない。ただし、当該年度年会費請求前に退会を通知した場合は、その限りでない。

3 再入会に際しては、会費に加えて、退会又は除名前未納会費を併せて納入するものとする。

4 会費未納期間は、会員歴の通算在籍期間に算定しないが、会費が納入された時点で遡って算定することができる。

5 会員でなかった期間については、遡って年会費を納入しても通算在籍期間に算定しない。

6 年度途中で、定款第5条に規定する准会員から正会員へ会員種を変更する場合には、年会費差額の納入は、変更申請時までに行わなければならない。

### (会費及び入会金の使途)

第4条 第2条第1項、第2項、第4項及び第5項の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該事業年度の公益目的事業に使用する。

### (改廃)

第5条 この規程の改廃は、社員総会の承認を得なければならない。

## 附 則

1. この規程は、公益法人の公益認定を受けた日から施行する。

2. 平成25年6月2日 一部改定施行。

3. 平成26年6月7日 一部改定施行。

4. 平成 27 年 6 月 14 日一部改定施行.

## 公益社団法人 日本臨床細胞学会 名誉会員、功労会員の推薦に関する施行細則

第 1 条 本学会学術集会を運営し、満 65 歳を超えた会員を名誉会員に推薦することができる。

第 2 条 10 年以上本学会理事・評議員を経験し、満 65 歳を超えた会員を功労会員に推薦することができる。

第 3 条 「満 65 歳を超えた」とは、評議員選出年度の 3 月 31 日における年齢を指す。

第 4 条 本細則の変更は理事会の承認を経なければならない。

### 附 則

1. この施行細則は、公益法人の公益認定を受けた日から施行する。

2. 平成27年6月14日 一部改定施行。

## 公益社団法人 日本臨床細胞学会 理事会運営に関する施行細則

(理事長候補の選出)

第 1 条 理事候補選挙管理委員会が理事候補を決定した後、直ちに、新理事候補に対して、理事長候補への立候補受付を通知する。

2 理事長候補に立候補しようとする者は、所定の日時まで学会事務局に立候補届けを提出しなければならない。

3 理事長候補に立候補しようとする者がいない場合は、理事会の場で推薦を受ける。

4 選挙は無記名投票とする。候補者が 1 名の場合は、投票を行わずに選出することができる。

5 1 位者が同数票の場合、あるいは 1 位者が過半数の票を得られなかった場合は、上位 2 名にて決選投票を行う。決選投票においては、多数票獲得者を選出する。

6 理事長候補の選出は、理事候補決定後前年度末までに郵便投票で行う。

7 立候補者以外に投票したものは無効とする。

8 理事長候補は、副理事長・常務理事・理事長推薦理事・委員会委員長等の候補を選考するために理事候補懇談会を開くことができる。

9 理事長は次期理事長候補と協議の上理事長推薦理事候補を推薦し、理事会にて監事・理事の候補を決定する。

10 理事会から推薦された理事候補と、社員総会で選出された理事に異同のある場合は、上記第 8 項までは無効となり、理事会で改めて協議する。

(選出後初回理事会の開催)

第 2 条 社員総会にて理事が選出された後の最初の理事会で、理事長・副理事長・常務理事・委員会委員長の選出を行う。

1) 理事長・副理事長・常務理事・委員会委員長の選出における議長は、前総務委員長が務める。

- 2) 前総務委員長が新理事でない場合は、前理事長が議長を指名する。
- 3) ただし、この選出に限り、議長も選出の対象となり、議決権を持つものとする。
- 4) 理事会内選挙に関する事務は、前総務委員会委員がこれに当たる。

(副理事長の選出)

第3条 副理事長は、理事会において理事の互選により選出する。選出後、理事長は直ちに副理事長の順位を指定する。

(委員長の選出)

第4条 理事長は、副理事長・前理事長と協議の上、常務理事・委員会委員長及び担当理事を指名し、理事会で承認を得る。

(選出後初回理事会での業務報告、審議)

第5条 新理事会では、新たに選出された総務委員長の議長のもとに、理事の職務分担を決定した後、業務報告、審議等を行う。なお、業務報告、審議等の説明のために、前理事長・前副理事長・前委員会委員長が理事会に陪席することができる。

(委員会担当理事、委員の選出)

第6条 委員長は、委員及び幹事を指名し、理事会で承認を得る。

- 2 理事長は、臨時委員会の委員及び幹事を指名し、理事会で承認を得る。

第7条 本施行細則の変更は理事会の承認を経なければならない。

## 附 則

1. この施行細則は、公益法人の公益認定を受けた日から施行する。
2. 平成25年6月2日 一部改定施行。

公益社団法人 日本臨床細胞学会  
委員会に関する施行細則

(目的)

第1条 この細則は、定款第43条に基づき各種委員会の設置・業務及び構成について定める。

(業務)

第2条 委員会は理事会の決定に基づき会務に必要な事項を企画・立案しこれを遂行する。

(委員会)

第3条 委員会は常置委員会と臨時委員会ならびに理事長直属委員会に分ける。

常置委員会は、次の委員会とする。

総務委員会

学術委員会

計理委員会

編集委員会

細胞診専門医委員会

細胞検査士委員会

教育委員会

渉外・広報委員会

国際交流委員会

制度審議委員会

2 理事長直属委員会は、次の委員会とする。

倫理委員会

利益相反委員会

臨床試験審査委員会

医療安全委員会

3 常設の特別委員会としてIAC連絡委員会を設置するが、設立・構成等については別に定める施行細則に従う。

第4条 臨時委員会は特定の事業を遂行するときに必要に応じて期間を限定し、理事会の承認を経て設置することができる。

第5条 委員会は、理事会の承認のもとに必要に応じて常置委員会内に委員会を設置することができる。ただし次の常置委員会内委員会は常設とする。

総務委員会内

情報処理委員会

細胞診専門医委員会内

細胞診専門医試験委員会

施設認定制度委員会

細胞検査士委員会内

細胞検査士資格更新審査委員会

渉外・広報委員会内

社会保険委員会  
地域連絡委員会

第6条 理事長は外部の団体と折衝するためにワーキンググループを設置することができる。内容により、理事長直属あるいは所属する常設委員会を定める。ワーキンググループの構成は、ほかに定めるもののほか、委員長、委員、幹事とし、委員長は理事会で選任する。委員及び幹事は委員長の推薦により理事長が委嘱する。

第7条 常設委員会の中にワーキングチームを置くことができる。委員以外の者を構成員とする場合は理事会の承認を得る。

(構成)

第8条 常置委員会の構成は委員長、担当理事、委員、幹事とする。その他の委員会の構成は、ほかに定めるもののほか、委員長、委員、幹事とする。

2 常置委員会内委員会の委員長は原則として所属委員会の委員長、担当理事あるいは委員に含まれるものとする。

(選出方法)

第9条 委員会委員長は理事長、副理事長、前理事長の推薦により、ほかに定める者のほか理事の中より選出し、理事会の承認を得る。なお、常置委員会の委員長は常務理事とする。

2 委員長の任期は2年とし、再任を妨げないが、3期までを限度とする。

3 理事長、副理事長は常設委員長を兼務しない。

4 委員長が欠員になった場合は、本条第1項に準じて選出する。任期は前任者の残任期間とする。

第10条 理事長は、副理事長・前理事長と協議の上、担当理事を指名し、理事会で承認を得る。任期は委員長任期に合わせ再任を妨げない。同時に他の委員会の担当理事を兼務することはできない。

第11条 委員及び幹事は各委員会の委員長の推薦により理事長が委嘱する。任期は委員長任期に合わせる。ただし、別に定めるものはこの限りでない。

(施行細則の変更)

第12条 本施行細則の変更は理事会の承認を経なければならない。

## 附 則

1. この施行細則は、公益法人の公益認定を受けた日から施行する。
2. 平成25年6月2日 一部改定施行。
3. 平成27年4月25日 一部改定施行。

**公益社団法人 日本臨床細胞学会**  
**地域連携に関する施行細則**

(地域連携組織)

第1条 本法人は、地域会員との連携を密にし、地方自治体との事業を円滑に行うために、地域組織と連携を持つ。地域組織の単位は、役員等選任に関する施行細則の定めに基づき、都道府県及びその連合体とする。

(認定)

第2条 以下の条件が満たされた場合、理事会の承認を経て本法人理事長は地域連携組織を認定する。都道府県地域連携組織は一都道府県を単位として構成される。また複数県を含む連合体を連合地域連携組織とする。地域連携組織は、その地域の大多数の細胞診専門医及び細胞検査士を含む会員で構成された単一組織であることが必要である。

2 地域組織の名称、構成、運営は以下に示す各項目に従って行われる。

(名称)

第3条 名称は地域名が判別できることが望ましい。支部、連合会と呼称することはできるが、公益社団法人の名を冠することはできない。

(責務)

第4条 地域連携組織に所属する細胞診専門医及び細胞検査士は、地域での活動に積極的に貢献しなければならない。

(運営)

第5条 地域連携組織の運営は、地域連携組織ごとに独自に行い、本法人と人事、経費等の関係は持たない。ただし、公益社団法人日本臨床細胞学会定款第2章第4条(3)に基づく臨床細胞学に関する広報事業を行う場合に限り、第6条に基づき助成金を受けることができる。

2 地域連携組織は、その活動状況を年1回本法人地域連絡委員会に報告することが望ましい。また、本法人地域連絡委員長は、年1回地域代表者会議を召集することができる。

(助成金支給基準)

第6条 本法人から地域連携組織に対する助成金の運営は次のとおりとする。

- 1) 各地域連携組織への助成は年1回、助成額は5万円を上限とする。
- 2) 助成金を希望する地域連携組織は、所定の様式に従って申請書を作成し、本法人に提出する。
- 3) 助成の採否は、地域連絡委員会で審査し、理事会が決定する。
- 4) 助成金により運営される広報事業には、「公益社団法人日本臨床細胞学会」を付すことを要する。
- 5) 採択された地域連携組織の代表者は、実施内容及び成果の報告を当該年度末までに本法人に提出する。地域連絡委員長は理事会にこれを報告する。
- 6) 上記報告は本法人のホームページ上に公開する。

(施行細則の変更)

第7条 本施行細則の変更は理事会の承認を経なければならない。

**附 則**

1. この施行細則は、公益法人の公益認定を受けた日から施行する。

2. 平成 25 年 6 月 2 日 一部改定施行.
3. 平成 26 年 3 月 29 日 一部改定施行.

## 公益社団法人 日本臨床細胞学会 学会賞選考に関する施行細則

第 1 条 本法人は、臨床細胞学の発展に著しく貢献した医師・歯科医師に対して学会賞を授与する。

第 2 条 学術委員会は、次の基準に従い授賞候補者を選考し理事長に推薦する。

1. 臨床細胞学の学術的発展に顕著な功績をあげた者
2. 細胞診専門医及び細胞検査士の育成に貢献した者

第 3 条 選考に当たっては、次の条件を参考とする。

1. 臨床細胞学に関係のある刊行論文、著書、及び学会講演内容
2. 経歴、細胞診業務、及び教育活動

第 4 条 理事長は、理事会の承認を経て受賞者を決定する。

第 5 条 本施行細則の変更は理事会の承認を経なければならない。

### 附 則

1. この施行細則は、公益法人の公益認定を受けた日から施行する。
2. 平成 25 年 6 月 2 日 一部改定施行.

## 公益社団法人 日本臨床細胞学会 技師賞選考に関する施行細則

第 1 条 本法人は、臨床細胞学の技術面で顕著な業績をあげた細胞検査士に対し技師賞を授与する。

第 2 条 技師賞は学術部門と功労部門に分けて選考する。

第 3 条 学術委員会は、細胞検査士の中から、次の基準に従い若干名の授賞候補者を選考し理事長に推薦する。

1. 臨床細胞学の技術面で、顕著な業績をあげ、かつ、その進歩発展に寄与した者
2. 細胞検査士の指導者として活躍し、成果をあげた者
3. 細胞検査士歴 12 年以上の者

第 4 条 選考に当たっては、次の条件を参考とする。

1. 臨床細胞学技術面に関する学会発表内容
2. 経歴、細胞診業務及び教育活動

第 5 条 理事長は、理事会の承認を経て受賞者を決定する。

第 6 条 本施行細則の変更は理事会の承認を経なければならない。

### 附 則



1. この施行細則は、公益法人の公益認定を受けた日から施行する。
2. 平成 25 年 6 月 2 日 一部改定施行。

## 公益社団法人 日本臨床細胞学会 最優秀論文賞選考に関する施行細則

第 1 条 本法人は、本学会学術面の向上に寄与した臨床細胞学に関する優れた論文に対し、最優秀論文賞を授与する。

第 2 条 本賞は賞状並びに賞金をもってこれに充てる。

第 3 条 対象論文は、本学会機関誌（日本臨床細胞学会雑誌又は Acta Cytologica）に掲載された論文とするが、それ以外の雑誌に掲載された論文も選考対象とすることができる。理事又は評議員により推薦されたものとするが、自薦も可とする。

第 4 条 対象論文は原則として和文論文 1 篇、英文論文 1 篇の合計 2 篇（筆頭執筆者各 1 名計 2 名）とし、論文の種別は問わない。対象論文は前年 1 月より 12 月の間に雑誌に掲載された論文とする。

第 5 条 選考委員会は学術委員長を選考委員長として、学術委員会及び編集委員会より選出された委員で構成する。選考は提出された論文につき、研究の独創性、合理性、インパクト、将来性などの面から評価する。

第 6 条 理事長は理事会の承認を経て受賞者を決定する。なお、審査の過程は理事会に報告するものとする。

第 7 条 応募方法については、日本臨床細胞学会のホームページ及び日本臨床細胞学会雑誌のイエローページに広報する。

第 8 条 本施行細則の変更は理事会の承認を経なければならない。

### 附 則

1. この施行細則は、公益法人の公益認定を受けた日から施行する。
2. 平成 25 年 6 月 2 日 一部改定施行。

**公益社団法人 日本臨床細胞学会**  
**班研究課題選考に関する施行細則**

第1条 本法人は臨床細胞学の研究推進を図るため、班研究活動を支援する。

第2条 課題は下記の基準に従い公募する。

1. 臨床細胞学の発展、向上に貢献するもの
2. 多施設共同研究に適したもの
3. 2年以内に成果のまとまるもの
4. 原則として理事、評議員の推薦を得たもの
5. 主任研究者が在籍する施設において倫理委員会等の許可を得たか、もしくは申請中であるもの

第3条 学術委員会は次項の観点から審査し、候補課題を理事長に推薦する。

1. 独創性：研究の着眼点、手法の独創性、結果のユニークさ、など
2. 合理性：研究の結論を引き出すに十分なエビデンス
3. インパクト：臨床細胞学における重要度
4. 将来性：今後のさらなる発展が見込まれる期待度

第4条 理事長は理事会の承認を経て決定する。

第5条 研究助成金は総額200万円とする。すなわち、採用される課題は各年1件とし、初年度に200万円を交付する。

第6条 研究期間は2年間とし、研究成果は終了後速やかに本法人に報告し、日本臨床細胞学会雑誌に発表しなければならない。

第7条 応募方法については、本法人のホームページ及び日本臨床細胞学会雑誌のイエローページに広報する。

第8条 本施行細則の変更は理事会の承認を経なければならない。

**附 則**

1. この施行細則は、公益法人の公益認定を受けた日から施行する。
2. 2013年（平成25年）6月2日 一部改定施行。
3. 2017年（平成29年）11月18日に一部を改定し、2018年（平成30年）1月1日より施行する。

# 公益社団法人 日本臨床細胞学会

## 個人情報管理に関する施行細則

(目的)

第1条 日本臨床細胞学会が収集した会員の個人情報に関する取り扱いについて規定する。

- 2 本部事務局，地域連携組織，情報処理委員会に蓄積された情報の円滑な運用を図る。
- 3 個人情報の運用によっては生ずるかもしれない会員の人権侵害を防ぐ。

(個人情報開示の要請)

第2条 個人情報管理責任者を本部事務局と地域連携組織に置き，連携して個人情報の有効活用とその保護に努める。

2 個人情報の開示

原則として学会運営，細胞診専門医会運営，及び細胞検査士会運営，理事会の認定した地方連携組織の事業運営などに必要な事項を文書にて請求した会員に開示する。ただし，個人情報管理責任者である情報処理委員会委員長を経て理事長の許可を受けた事項に関してはこの限りではない。

3 要請できる会員

- 1) 理事長，副理事長，監事，春期大会会長，秋期大会会長
- 2) 細胞診専門医会会長，細胞検査士会会長
- 3) 各種委員会委員長
- 4) その他情報処理委員会委員長が必要と認め，理事長に文書にて申請し，許可を受けた者

(コンピューターの操作)

第3条 コンピューターの操作は，原則として事務局の専任職員が行い，必要があるときは，情報処理委員会委員が行うことができる。理事長，若しくは情報処理委員会委員長の許可があった場合はこの限りではない。電話線により端末を結合できるのは，情報処理委員会委員長を経て理事長の許可を受けた者のみとする。この場合，アクセスのパスワードを設定するなどの保護措置を講ずる。

(運用業務内容と処理)

第4条 事務局の日常業務に関するデータの運用は，個人情報管理責任者である情報処理委員会委員長の管理下であり，その内容とはおおむね以下のこととする。

- 1) データの記入，訂正
- 2) 会費納入状況
- 3) 郵便物，雑誌発送に関するもの
- 4) 資格更新，細胞診専門医資格認定試験，細胞検査士資格認定試験に関するもの
- 5) 学会誌投稿時，演題提出時における会員資格の確認
- 6) その他

事務局の日常業務以外で，情報処理，コンピューター操作を行う場合は，日時，依頼者名，その目的，及びその結果を所定の用紙（業務日誌）に記載し，情報処理委員会委員長に報告するものとする。

(その他)

第5条 役員，理事，会長並びに委員会委員の氏名・役職は，学会雑誌，学会ホームページに開示される。専門医制度に基づいて認定された専門医の氏名も開示される。また，学会雑誌で採用された論文の著者については氏名・所属・住所について学会雑誌上に開示される。

第6条 記憶媒体（フロッピーディスク、ハードディスクなど）の持ち出しは原則として禁止する。

第7条 事故のあった場合には、個人情報管理責任者に報告、記録し、速やかに再発防止の措置を講じる。

第8条 開示を受けた個人情報は、許可を受けた目的のみに使用し、第3者への譲渡を禁止する。

第9条 データ運用記録の監査として年1回監事の監査を受けることとする。

第10条 「個人情報保護法」に関する学会事務局運営については、ガイドラインの形で別に定める。

第11条 本細則の変更は理事会の承認を経なければならない。

## 附 則

1. この施行細則は、公益法人の公益認定を受けた日から施行する。
2. 平成25年6月2日 一部改定施行。

**公益社団法人 日本臨床細胞学会**  
**細胞診専門医資格認定試験施行細則**

定款細則第11条による細胞診専門医の資格認定試験については、細胞診専門医委員会内に設けた細胞診専門医試験委員会が下記の要領によってこれを行う。

1. 細胞診専門医資格認定試験の実施

- 1) 試験は年1回行う。
- 2) 試験期日、試験地は理事長の定めるところによる。

2. 細胞診専門医試験委員会

- 1) 細胞診専門医試験委員会は委員長、副委員長、委員で構成される。
- 2) 委員長は細胞診専門医委員会にて推薦され、理事会の承認を得て、理事長がこれを委嘱する。任期は2年とし、試験運営をはじめ試験問題の調整や採点など試験全般を統括する。なお、再任を妨げないが、連続2期までとする。
- 3) 副委員長は細胞診専門医委員会から推薦され、理事長がこれを委嘱する。任期は2年とし、委員長の指示のもと、補佐を行う。
- 4) 委員は、細胞診専門医委員会にて推薦され、理事長がこれを委嘱する。任期は2年とし、毎年半数ずつ交替する。試験問題の作成、試験の実施、採点などを行う。
- 5) 細胞診専門医試験委員会委員の定数は、委員長1名、副委員長4名、委員若干名とする。

3. 受験資格

受験出願者の資格は、細胞診専門医委員会がそれを審議した後に与えられるが、下記に掲げる条項を満たさなければならない。なお、既に細胞診専門医の資格を有する者は出願できない。

- 1) 医師、歯科医師資格取得後5年以上の者。
- 2) 本法人及び関連学会において細胞診断学の研修を受けた者で、研修期間は本法人で3年間以上を原則とするが、関連学会の専門医については、別に定める。
- 3) 細胞診断学並びに細胞病理学に関する論文3編以上をもち、その内1編は筆頭者であること。発表論文の中で少なくとも1編は論文査読制の執られている学術誌で発表していること。
- 4) 本法人活動の顕著な実績及び教育委員会の主催するセミナー参加は細胞診専門医委員会の審議を経て論文1編に該当するとみなす。

4. 施行細則の変更

本施行細則の変更は理事会の承認を経なければならない。

**附 則**

1. この施行細則は、公益法人の公益認定を受けた日から施行する。
2. 2013年（平成25年）6月2日 一部改定施行。
3. 2013年（平成25年）11月1日 一部改定施行。
4. 2017年（平成29年）11月18日 一部改定施行。

公益社団法人 日本臨床細胞学会  
細胞診専門医資格認定試験実施に関する施行細則

1. 応募期日、試験期日及び試験地

応募期日、試験期日及び試験地は、細胞診専門医試験委員会委員長（以下委員長）の申し出により、理事長がこれを決定し、遅くとも試験日の6カ月前に公示する。

2. 資格審査応募要領及び資格審査手数料

細則に掲げる受験資格を満たすと思われる応募者は学会本部に願書を請求し、必要事項を整え、資格審査手数料を添え所定の期日内に願書を提出しなければならない。

3. 資格審査合格者並びに受験料

受験資格審査合格者は、所定の期日内に受験料を添え申し込み、受験票の交付を受けなければならない。試験の細目については委員長が受験者に通知する。

4. 資格審査手数料及び受験料の返還

原則として、納入した資格審査手数料及び受験料は返還しない。

5. 試験内容の概要

筆記試験、印刷物による細胞診断試験及び検鏡試験を行う。いずれも細胞診専門医教育研修要綱に準拠した内容である。

1) 出題内容

(1) 筆記試験

細胞診に関するすべての事項が対象となる。

(2) 印刷物による細胞診断試験

細胞診の対象となるすべての領域が対象になる。

出題内容は細胞診断における基礎的問題とし、教育委員会で実施している細胞診断学セミナーで教育される内容を基準として出題される。

(3) 検鏡試験

医師は総合科、歯科医師は歯科口腔領域を選択しなければならない。

2) 解答形式

筆記試験、印刷物による細胞診断試験及び検鏡試験は、原則として解答多肢択一とする。

3) 配点：100点を満点とする

(1) 筆記試験 25点

(2) 印刷物による細胞診断試験 25点

(3) 検鏡試験 50点

4) 合格条件

実地試験の採点は委員長の定める方式による。

筆記試験及び印刷物による細胞診断試験25点以上、検鏡試験30点以上で合計70点を超える者を合格とする。

6. 資格の認定

委員長は、受験者の合否を理事長に報告し、理事長は細胞診専門医の認定を行い、受験者に通知する。

## 7. 実施要項の変更

本実施要項の変更は理事会の承認を経なければならない。

### 附 則

1. この施行細則は、公益法人の公益認定を受けた日から施行する。
2. 平成25年6月2日 一部改定施行。
3. 平成25年11月1日 一部改定施行。
4. 2017年（平成29年）3月11日 一部改定施行。

**公益社団法人 日本臨床細胞学会**  
**細胞診専門医の資格認定、責務に関する施行細則**

1. 細胞診専門医資格の認定

細胞診専門医資格認定試験に合格した者.

2. 細胞診専門医の責務

1) 本法人の会員であること.

2) 本法人及び地域連携組織が主催する学術集会・セミナー等に参加し、細胞診断学の研修を行わなければならない.

3) 積極的に細胞診業務に従事し、診断を行う義務がある。ただし、細胞診専門歯科医は口腔領域の細胞診に限る.

4) 登録関係にある無しにかかわらず、細胞検査士が判定した細胞診標本の診断を行いながら指導・教育を行っている場合、細胞検査士が判定した細胞診標本に責任を持つ。責任とは、細胞診専門医が関係する細胞検査士が誤判定等を行った場合、関係する細胞検査士の細胞診断能力向上や維持に対する道義的責任である.

5) 細胞診断学を学ぶ医師及び歯科医師、細胞検査士及び臨床検査技師の教育・指導に積極的に関与する.

6) 学会が主催するセミナーや公開カンファレンスの出席を依頼された場合、出席の義務がある.

3. 施行細則の変更

本施行細則の変更は理事会の承認を経なければならない.

**附 則**

1. この施行細則は、公益法人の公益認定を受けた日から施行する.



**公益社団法人 日本臨床細胞学会**  
**細胞診専門医資格更新、資格消失に関する施行細則**

1. 資格の更新

認定された細胞診専門医は5年ごとに資格更新の審査を受けなければならない。

1) 資格更新の手続き

資格更新に当たっては、別に定める実施要項に従って申請する。

2) 資格更新の審査

細胞診専門医委員会がその可否を審査し、理事長がこれを認定する。適格でない事由がある場合には、その資格更新を一時保留あるいは資格を取り消すことがある。

2. 資格消失

次に掲げる項目に該当する場合に資格を消失する。

1) 本法人を退会した場合。

2) 理事会の議を経て、その認定を取り消された場合。

3) 資格の更新が認められなかった場合。

4) 本人が資格認定を辞退した場合。

3. 細則の変更

本施行細則の変更は理事会の承認を経なければならない。

**附 則**

1. この施行細則は、公益法人の公益認定を受けた日から施行する。

2. 平成27年11月21日 一部改定施行。

**公益社団法人 日本臨床細胞学会**  
**細胞診専門医資格更新実務に関する施行細則**

(資格更新手続きの期日)

第1条 各5年目の12月10日までに完了しなければならない。

(申請書並びに更新審査手数料)

第2条 学会が用意する所定の資格更新申請書に必要事項を記入し、審査料を添えて学会事務局に提出する。必要書類は、学会事務局から更新年度に該当者に送付する。

(資格更新の条件)

第3条 資格の更新にあたっては以下の条件を満たさなければならない。

1. 引き続き本法人の会員であること。

2. 学会費及び専門医会費を完納していること。

3. 地域連携組織での地域活動に貢献していること。

4. 細胞診専門医にあつては、5年間のうちに、本法人春期又は秋期大会に2回以上出席し、以下に定める内容で5年間50単位を満たしておかななければならない。

5. 保留は1回のみとし、次の5年間で更新に必要な単位を得た場合、更新を認める。ただし、この場合は以下に定める内容で5年間のうちに60単位を満たしておかなければならない。保留中の5年間は専門医としての活動は認める。5年後に点数が再び不足した場合は専門医資格を失う。

(単位の内容)

第4条 資格更新の単位は以下の通りとする。

1. 診療実績 最大10単位

- 1) 細胞診専門医としての活動届(年間細胞診断件数、経験症例数等)の提出 1年間2単位

2. 専門医共通講習 最低5単位、最大10単位(このうち3単位は必修講習)

- 1) 細胞診専門医研修指定講座(必修項目含む)1単位

(学術集会に出席しない細胞診専門医研修指定講座の出席単位は認めない)

- ① 医療安全講習会(必修項目:1単位以上/5年)  
② 感染対策講習会(必修項目:1単位以上/5年)  
③ 医療倫理講習会(必修項目:1単位以上/5年)

必修項目については、細胞診専門医委員会が指定する関連学会(地方会を含む)における受講歴やE-learningも単位として認める(1単位/1時間)。

- 2) 春期大会細胞診専門医会 1単位

(学術集会に出席しない細胞診専門医会の出席単位は認めない)

- 3) 秋期大会細胞診専門医セミナー(教育研修指導医講習会を兼ねる)1単位

(学術集会に出席しない細胞診専門医セミナーの出席単位は認めない)

3. 診療領域別講習 最低20単位、最大45単位

- 1) 本法人春期大会参加 3単位

同 秋期大会参加 3単位

- 2) 本法人の認定する地域連携組織の学術集会参加 2単位

本法人の認定する都道府県連携組織の学術集会参加 2単位

(都道府県連携組織に加入しない者の学術集会の出席単位は認めない)

- 3) 本法人の認定する地域連携組織(都道府県)の会員となり、地域活動に積極的に貢献した場合  
1年間3単位

- 4) 細胞診専門医委員会が審議・認定したセミナー、講習会、関連学会(地方会を含む)における受講歴やE-learningも単位として認める(1単位/1時間)。

4. 学術業績・診療以外の活動実績 最大10単位

細胞診専門医委員会が指定する学術集会(地方会等を含む)や内外論文における下記活動に対して単位を認める。

- 1) 筆頭発表者 1単位

- 2) 共同発表者 0.5単位

- 3) 司会や座長 1単位

- 4) 筆頭著者 2単位

- 5) 共著者 1単位

- 6) 査読 1単位/1回

- 7) 専門医や検査士試験業務 1単位/1業務

学会発表や講演、司会や座長はプログラムの写し、著書は監修・編集・執筆の証明となる部分の写し、論文は別冊又は写し、査読や試験業務は委嘱状の写しを添付する。なお、学会発表及び論文掲載誌の質についての評価は細胞診専門医委員会で行う。（特段の理由のある場合の措置）

第5条 海外留学・病気療養・妊娠出産・育児・介護等，特段の理由のある場合は，細胞診専門医委員会で条件を緩和することができる。

1. 専門医資格更新期間は5年間とし，期間の変更は行わない。
2. 更新期間内の海外留学期間・病気療養期間・妊娠出産期間・育児期間・介護期間は，5年より該当期間を除外し，残余期間での取得単位を5年間に換算して判定する。
3. 海外留学期間・病気療養期間・妊娠出産期間・育児期間・介護期間は，5年間の中で最長4年間を認め，これを証する書類の提出を求める。
4. 妊娠出産期間・育児期間を証する書類は，出生を証することのできる住民票や母子健康手帳の写しなどである。介護期間を証する書類は，診断書や介護保険主治医意見書の写しなどであるが，書類のない場合には自己申告書を求め，これを細胞診専門医委員会で審査する。
5. 更新対象期間全てが，海外留学期間・病気療養期間・妊娠出産期間・育児期間・介護期間等で占められる場合は，資格更新は保留とする。
6. これらの運用基準は，男女を問わず適用することができる。

（実施要項の変更）

第6条 本実施要項の変更は理事会の承認を経なければならない。

## 附 則

1. この施行細則は，公益法人の公益認定を受けた日から施行する。
2. 平成25年6月2日 一部改定施行。
3. 平成25年11月1日 一部改定施行。
4. 平成27年4月25日 一部改定施行。
5. 平成27年11月21日 一部改定施行。

# 公益社団法人 日本臨床細胞学会

## 施設認定に関する施行細則

### (目的)

第1条 公益社団法人日本臨床細胞学会は、医療における細胞診断学の重要性に鑑み、一定の規模と要件を備えた施設を認定する制度（「日本臨床細胞学会施設認定制度」）を設ける。

本制度は（1）細胞診断学が、腫瘍性疾患をはじめ疾病の的確な早期診断と経過観察に有用な手段として、国民の健康管理と増進に貢献するものであることの認識を広める、及び（2）細胞診断学が、医療施設における良質の診療機能の実現に寄与するものであることについて、施設管理者及び医療従事者の理解を深め、診断精度の向上に必要な条件整備を促すこと、を目的とする。

### (認定の基準)

第2条 認定を受けようとする施設は、以下の基準を満たさねばならない。

1. 本法人の認定する常勤又はそれに準ずる細胞診専門医ないし細胞診専門歯科医（以下、細胞診専門医と略）、及び常勤の細胞検査士が連携した細胞診断業務を遂行していること。なお、常勤に準ずる細胞診専門医とは、定期的に施設を訪れて診断業務に携わる細胞診専門医を指す。
2. 細胞診断件数が年間2,000件以上あり、しかも細胞標本を自施設で作製していること。
3. 本法人が定める精度管理を実施していること。

### (認定の申請)

第3条 認定を受けようとする施設は、所定の申請用紙に必要事項を記入し、施設長から本法人理事長に願ひ出るものとする。認定に当たり審査手数料を徴収することができる。

### (認定証の公布)

第4条 認定を受けた施設には認定証を交付する。

### (認定施設の公表)

第5条 認定を受けた施設及び更新を認められた施設名は、日本臨床細胞学会雑誌に掲載して公表する。

### (認定の期限)

第6条 認定の期間は5年とし、引き続き認定施設であることを希望するものについては、その都度審査を経て更新する。更新に当たり更新審査手数料を徴収することができる。

### (認定の取消し)

第7条 認定の期間内であっても、認定基準を満たしていないことが明らかとなった場合には認定を取り消すことがある。また、認定基準を満たさなくなった場合は速やかに届け出て、認定を辞退しなければならない。

### (年報の提出)

第8条 認定施設は、定められた様式をもって細胞診断業務の実績及び精度管理の実施内容を本法人に報告しなければならない。

### (精度管理の励行)

第9条 認定施設は、本法人が定める外部精度管理プログラム（コントロールサーベイ）や内部精度管理（実地調査）を受けるなど、附則に定められた精度管理に努めなければならない。

### (認定の実務)

第10条 日本臨床細胞学会細胞診専門医委員会内の施設認定制度委員会において、申請の受理・審

査・認定証の発行・年報の掌理・実地調査・更新及び精度管理ガイドラインの制定等に関する実務を行い、理事会に報告する。

(施行細則の変更)

第11条 本施行細則の変更は理事会の承認を経なければならない。

## 附 則

### 1. 精度管理

本法人は、本制度の質を保証するため、以下に細胞診断に関する精度管理の内容を定め、認定施設においてその実行を求めるものとする。細目（ガイドライン）については会告で定める。

#### 1) 基本的事項

(1) 適切な検体採取に努めること

(2) 報告書には陽性報告において細胞検査士及び細胞診専門医の署名があり、陰性報告においても細胞検査士の署名を行い、また一定の割合で細胞診専門医の判定と署名を受けよう努めること。なお、署名は押印で代用することができる。また、電子媒体の場合は、個人の識別できる電子サインで代用することができる

(3) 陰性標本の10%以上について、細胞診専門医若しくは細胞検査士がダブルチェックによる再検査を行うように努めること

(4) 細胞診断用標本及び報告書等の資料を適切に保管していること

#### 2) 検体の事務処理

(1) 検体の取り違え予防や検体の量的・質的不良の発見・対処の方策を定めること

(2) 検査依頼用紙の記載事項に不備がある場合、内容の確認を行うように努めること

(3) 受付検体の記録（検体番号、患者番号、氏名、年齢、性、臨床診断、これまでの細胞診断等）を台帳あるいは電子媒体として保存すること

#### 3) 標本の保存

(1) 標本を、一定の保存期間を定めて、管理すること

#### 4) 細胞標本の精度管理

(1) 検体処理法及び染色法の向上に努めること

(2) 検体相互のコンタミネーションの防止に努めること

#### 5) 細胞検査士の作業負荷の管理

(1) 細胞検査士の検査検体数量記録（スクリーニング件数及び標本スライド枚数）を作成すること

(2) 細胞検査士の1日最大検体数を定めること

(3) 細胞検査士の健康障害事象を記録すること

#### 6) 細胞診報告書に関する精度管理

(1) 報告日の記載をすること

(2) 修正報告書及び追加報告書が発行された場合には、元の報告書を含めて保存すること

(3) 報告書の発行に当たって、誤字・脱字・記載方法の誤り、用語的にみた診断の不明確さ等を点検すること

(4) 検体受付から報告書提出までの時間を管理し、不適当な報告遅延例の抽出と理由調査を行う

こと

7) 細胞診断に関する精度管理

(1) 細胞診断の結果について、可能な限り、臨床診断ないし病理組織診断との相関（追跡調査）を検討し、不一致例においてはその内容を分析するように努めること

(2) 毎年、以下の統計量を検体の種類別（婦人科，呼吸器，泌尿器，乳腺，甲状腺，体腔液，リンパ節，その他）に、算出すること

①総件数，②判定別（陰性・疑陽性・陽性・材料不適）の件数，③病理組織診断と対比できた件数

8) 研修・外部精度管理プログラムへの参加

(1) 本法人及び地域連携組織が主催する学会・研修会へ積極的に参加すること

(2) 本法人若しくは関連団体等の主催する外部精度管理プログラムへ積極的に参加すること

2. この施行細則は、公益法人の公益認定を受けた日から施行する。

3. 平成 25 年 6 月 2 日 一部改定施行。

4. 平成 28 年 4 月 30 日に一部改定し、認定期間に関しては、平成 28 年度認定および更新施設より施行する。

# 公益社団法人 日本臨床細胞学会 教育研修施設認定に関する施行細則

## (目的)

第1条 公益社団法人日本臨床細胞学会は、臨床細胞学に関する十分な専門的知識と技量を有する医師を育成し、本法人の定めた細胞診専門医教育研修要綱等に則った教育研修を行うための施設を選定し認定する制度（「公益社団法人日本臨床細胞学会教育研修施設認定制度」）を設ける。本制度は、定款細則第11条による細胞診専門医資格認定試験を施行するに当たり、受験資格の要項である細胞診断学の研修を受けるにふさわしい施設を認定することを目的とする。

## (認定の基準)

第2条 認定を受けようとする施設は、以下の基準を満たさねばならない。

1. 「本法人施設認定制度」による認定施設であること。
2. 本法人が認定する細胞診専門医が1人以上常勤していること。
3. 本法人が認定する細胞検査士が1人以上常勤していること。
4. 教育研修に当たり本法人が認定する細胞検査士の協力が得られる体制であること。
5. 教育研修に当たり日本病理学会が認定する病理専門医の協力が得られる体制であること。
6. 細胞診専門医教育研修要綱に則り、各臓器にわたり十分な細胞診断経験を得るに必要な数の細胞標本があること。
7. 教育研修施設としての具体的なカリキュラムが整備されていること。
8. 教育行事の開催及び研究発表がなされていること。
9. 施設の業績集あるいは年報等が発刊されていること。

## (認定の申請)

第3条 認定を受けようとする施設は、次の各号に定める登録申請書類を施設長から本法人理事長に提出する。

1. 教育研修施設認定申請書
2. 施設内容説明書
3. 細胞診専門医勤務証明書
4. 細胞検査士勤務証明書
5. 細胞診断件数等報告書
6. 専門医教育カリキュラム計画書
7. 業績集あるいは年報等
8. 細胞診専門医等の履歴書

## (認定証の交付)

第4条 教育研修施設の認定を受けた施設には認定証を交付する。

## (認定施設の公表)

第5条 教育研修施設の認定を受けた施設及び更新を認められた施設名は、日本臨床細胞学会雑誌あるいはホームページに掲載して公表する。

## (認定の期限)

第6条 教育研修施設の認定期限は5年とし、引き続き認定施設であることを希望するものについては、

その都度審査を経て更新する。

(認定の取消し)

第7条 教育研修施設の認定期間内であっても、認定基準を満たしていないことが明らかになった場合には認定を取り消すことがある。また、認定基準を満たさなくなった場合には速やかに届け出て、認定を辞退しなければならない。

(年報の提出)

第8条 教育研修認定施設は、定められた様式をもって臨床細胞学に関する実績及び教育研修実施内容を本法人に報告しなければならない。

(認定の実務)

第9条 日本臨床細胞学会細胞診専門医委員会内の施設認定制度委員会において、申請の受理・審査・認定証の発行・年報の掌握・更新等に関する実務を行い、理事会に報告する。

(施行細則の変更)

第10条 本施行細則の変更は理事会の承認を経なければならない。

## 附 則

1. この施行細則は、公益法人の公益認定を受けた日から施行する。
2. 平成25年6月2日 一部改定施行。
3. 平成28年4月30日に一部改定し、認定期間に関しては、平成28年度認定および更新施設より施行する。
4. 2017年(平成29年)3月11日 一部改定施行。

## 公益社団法人 日本臨床細胞学会 教育研修指導医認定並びに資格更新に関する施行細則

(教育研修指導医)

第1条 教育研修指導医は、細胞診実施施設に勤務し、本法人の定めた細胞診専門医教育研修要綱に則った研修カリキュラムの指導が可能な細胞診専門医とする。

第2条 教育研修認定施設に常勤する教育研修指導医の中から指導責任者を1名置く。

第3条 教育研修指導責任者は、本法人の定めた細胞診専門医教育研修要綱に則って専攻医の教育を行い、研修手帳に定める目標への到達度を最終評価し、研修修了証明書を作成する。

第4条 教育研修指導医の資格は5年ごとに更新するものとする。

(教育研修指導医の認定)

第5条 教育研修指導医認定審査希望者は、次の各号に掲げる書類を日本臨床細胞学会細胞診専門医委員会に提出する。申請資格については、専門医委員会の内規に定める。

1. 教育研修指導医認定申請書。
2. 履歴書。
3. 教育研修指導医講習会受講記録。



(教育研修指導医の更新)

第6条 教育研修指導医資格更新希望者は、次の各号に掲げる書類を日本臨床細胞学会細胞診専門医委員会に提出する。更新資格については、専門医委員会の内規に定める。

1. 教育研修指導医更新申請書.
2. 履歴書.
3. 教育研修指導医講習会受講記録.

(教育研修指導医資格の喪失)

第7条 教育研修指導医は、次の各号のいずれかに該当するとき、その資格を喪失する。

1. 日本臨床細胞学会の細胞診専門医でなくなった場合.
2. 更新時に更新資格要件を満たさなかった場合.
3. 教育研修指導医として著しく不適格と判断された場合.

(認定並びに資格更新の実務)

第8条 日本臨床細胞学会細胞診専門医委員会において、申請の受理・審査・認定証の発行・更新等に関する実務を行い、理事会に報告する。

(施行細則の変更)

第9条 本施行細則の変更は理事会の承認を経なければならない。

## 附則

1. この施行細則は、平成25年11月1日から施行する。
2. 平成28年3月19日 一部改定施行。
3. 2017年(平成29年)3月11日 一部改定施行。

公益社団法人 日本臨床細胞学会  
細胞検査士の業務及び資格更新に関する施行細則

1. 細胞検査士の業務

- 1) 細胞検査士は、細胞診専門医と常に密接なつながりを保ち、指導助言を受けなければならない。
- 2) 細胞検査士は、次の場合に細胞検査士の資格を失い、その名称のもとに業務を行うことができない。
  - (1) 本法人を退会したとき
  - (2) 理事会の議を経てその認定を取り消された場合
  - (3) 資格更新要件を満たさなかった場合

2. 細胞検査士の資格

- 1) 細胞検査士は、本法人の会員でなければならない。
- 2) 学会費及び検査士会費を完納していること。
- 3) 細胞検査士は、細胞診専門医1名を定め、細胞検査士資格更新審査委員会に申請しなければならない。

3. 細胞検査士の資格更新

- 1) 細胞検査士は、5年ごとに資格更新の審査を受けなければならない。
- 2) 5年間のうちに、本法人春期大会、同秋期大会、同主催細胞検査士教育セミナー、同主催細胞検査士ワークショップに2回以上の出席を含めて、最低350単位を満たしておかなければならない。
- 3) 資格更新については、細胞検査士委員会内に設けた細胞検査士資格更新審査委員会がその可否を審査し、理事長が認定する。

4. 細胞検査士資格更新審査委員会

- 1) 細胞検査士資格更新審査委員会は細胞検査士の資格の審査を担当するほか、細胞診研修会等の参加単位に関わる業務などを行う。
- 2) 細胞検査士資格更新審査委員会の構成に当たっては本法人細胞診専門医会会長が推薦する委員若干名と細胞検査士委員会委員長とを含むものとする。

5. 施行細則の変更

本施行細則の変更は理事会の承認を経なければならない。

附 則

1. この施行細則は、公益法人の公益認定を受けた日から施行する。
2. 特例として平成27年に施行された第48回細胞検査士資格認定試験認定者については初回更新のみ期間4年とし資格は280単位以上とする。
3. 平成25年6月2日 一部改定施行。
4. 平成28年3月19日 一部改定施行。
5. 平成28年7月29日 一部改定施行。

# 公益社団法人 日本臨床細胞学会

## 細胞検査士資格認定試験施行細則

定款第4条による資格認定試験（以下、試験）については本法人並びに日本臨床検査医学会理事長により委嘱された細胞検査士資格認定試験委員会（以下、試験委員会）委員長（以下、試験委員長）が下記の要領によってこれを行う。

### 1. 試験の実施

- 1) 試験は年1回行う。
- 2) 試験期日、試験地は本法人理事長の定めるところによる。
- 3) 試験実施のために、試験委員会を設置する。

### 2. 試験委員会の構成員

1) 試験委員会の構成員として、試験委員長、副試験委員長、本法人細胞検査士委員会担当理事、試験運営委員、試験問題出題委員、試験実地委員の各委員と試験委員長が指名する顧問及び細胞検査士会会長が推薦するオブザーバーとがある。

2) 試験委員長は、原則として本法人細胞検査士委員会委員長がその任に当たり、本法人理事長及び日本臨床検査医学会会長がこれを委嘱する。任期は1年とする。

試験委員長は、試験を統括実施する。

また、試験委員長は、副試験委員長を指名することができる。

副試験委員長は、当該試験が円滑に実施できるよう試験委員長を補佐する。任期は1年とする。

3) 試験運営委員は、試験委員長が本法人細胞検査士委員会担当理事及び専門医会会長と協議の上、細胞診専門医資格取得後5年以上経過した細胞診専門医及び細胞検査士資格取得後5年以上経過した細胞検査士の中より必要数を本法人理事長に推薦し、本法人理事長がこれを委嘱する。

試験運営委員には、本部委員と地区委員とがある。

本部運営委員は、試験委員長とともに試験問題の作成及び決定に当たるとともに、関東地区での第一次及び第二次試験の運営に当たる。

地区運営委員は、試験委員長の指示を受け担当する当該地区で実施される一次試験の運営に当たる。

4) 試験問題出題委員は、試験運営委員が試験委員長と協議の上、細胞診専門医及び細胞検査士の中より必要数を推薦し、本法人理事長がこれを委嘱する。

試験問題出題委員は、試験運営委員の要請に応じて試験問題を作成し、試験運営委員宛に提出する。ただし試験問題の決定には関与しない。

細胞診専門医の試験問題出題委員は、試験の監督にも当たる。

5) 試験実地委員は、試験委員長が本法人細胞検査士会会長と協議の上、細胞検査士資格取得後5年以上経過した細胞検査士の中より若干名を推薦し、本法人理事長がこれを委嘱する。

試験実地委員は、試験委員長及び試験運営委員を助けて、第一次及び第二次試験の実施業務遂行に当たる。

6) 各委員の任期は1年とし、再任を妨げないが通算で6年をもって限度とする。なお試験運営委員及び試験問題出題委員の任期はそれぞれ別個に扱う。

7) 試験委員長は、顧問を置くことができる。

### 3. 試験委員会

- 1) 試験委員会には、試験運営委員会と試験総合委員会及びその他委員会とがある。
- 2) 試験運営委員会は、試験委員長、副試験委員長、本法人細胞検査士委員会担当理事、試験運営委員で構成する。その他オブザーバーとして細胞検査士会会長が指名した若干名、及び試験委員長が要請した顧問若干名が出席できる。オブザーバー及び顧問に議決権はない。試験運営委員会では、当該年の試験に関することを協議する。
- 3) 試験総合委員会は、試験運営委員会の構成員、試験問題出題委員と試験実地委員で構成され、当該年の第二次試験実施について協議する。
- 4) その他委員会は、細胞検査士資格認定試験合否判定会議、試験問題作成及び決定委員会などの常設すべき委員会と、必要に応じて設置する試験制度検討委員会などがある。これら委員会の構成と運営は、試験委員長の責任において行われる。

#### 4. 受験資格

次の1つに該当する者。

- 1) 臨床検査技師又は衛生検査技師の資格取得後、主として細胞診検査実務に1年以上従事した者。
- 2) 臨床検査技師及び衛生検査技師の資格を有し、本法人認定の細胞診技術者養成機関を卒業見込みの者又は卒業した者。(該当施設は附則参照)
- 3) 4年制大学で、本法人が認定した細胞検査士養成課程修了者で大学卒業見込みの者又は卒業した者、及び該当課程修了者で臨床検査技師又は衛生検査技師の資格を取得した者。(該当施設は附則参照)

いずれの場合も所属機関長の発行する証明書を、卒業見込みの者では、所属学部長の発行する細胞検査士養成課程の修了証明書及び卒業見込み書を要する。

なお、現在認可されていない施設あるいは閉鎖した施設の卒業生も、卒業時点で認可施設であれば、受験資格を有するものとする。

- 4) 細胞検査士資格認定試験の一次試験に合格して二次試験に不合格であった受験生は翌年の細胞検査士資格認定試験の一次試験を免除し二次試験受験の資格を与える。
- 5) 一度細胞検査士資格を喪失した場合でも、細胞診専門医の推薦により、細胞診断業務に復帰できるとその所属長が判断したときから3年以内に2回まで、細胞検査士資格認定試験の一次試験を免除され、二次試験を直接受験できる。ただし、本法人を退会した者及び理事会の議を経て細胞検査士資格を取り消された者については免除の対象としない。なお、所属機関が未定の者においては、細胞診専門医の推薦により、細胞検査士資格認定試験運営委員会が受験資格を審査する。

#### 5. 試験合格者

- 1) 細胞検査士資格認定試験に合格した者は、細胞検査士として登録し、資格認定証を授与する。ただし4年制大学卒業見込みの者には、細胞検査士資格認定試験に合格した際に、試験合格証書を発行し、卒業年に行われる臨床検査技師国家試験に合格した段階で細胞検査士として登録し、これに資格認定証を授与する。国家試験に不合格の場合には、細胞検査士資格認定試験合格を取り消すこととする。
- 2) 細胞検査士は本法人の定めた細胞検査士の業務及び資格更新に関する規程に従う。
- 3) 試験合格者は、本法人に直ちに入会し、その規程に従う。

#### 6. 施行細則の変更

本施行細則の変更は理事会の承認を経なければならない。

## 附 則

1. 本法人認定の細胞診技術者養成機関として次の施設を定める.

財団法人癌研究会有明病院付設細胞検査士養成所, 大阪府立成人病センター内細胞検査士養成講習, 東京都がん検診センター細胞検査士養成所, 杏林大学保健学部細胞検査士養成課程, 藤田学園衛生技術短期大学細胞診スクリーナー養成所 (平成 21 年 10 月認可辞退), 北里大学医療衛生学部細胞検査士コース, 山口大学医学部保健学科細胞検査士養成課程, 群馬大学医学部保健学科細胞検査士養成コース, 玉田学園神戸常盤大学保健科学部医療検査学科細胞検査士養成課程, 加計学園細胞病理学研究所

2. 4 年制大学で, 本法人認定の細胞検査士養成課程として次の施設を定める.

杏林大学保健学部細胞検査士養成課程, 北里大学医療衛生学部細胞検査士コース, 山口大学医学部保健学科細胞検査士養成課程, 群馬大学医学部保健学科細胞検査士養成コース, 加計学園細胞病理学研究所, 玉田学園神戸常盤大学保健科学部医療検査学科細胞検査士養成課程, 弘前大学医学部保健学科細胞検査士養成課程, 九州保健福祉大学がん細胞研究所, 関西医療学園関西医療大学保健医療学部臨床検査学科細胞検査士養成課程

3. この施行細則は, 公益法人の公益認定を受けた日から施行する.

4. 2013 年 (平成 25 年) 6 月 2 日 一部改定施行.

5. 2016 年 (平成 28 年) 3 月 19 日 一部改定施行.

6. 2016 年 (平成 28 年) 7 月 29 日 一部改定施行.

7. 2017 年 (平成 29 年) 3 月 11 日 一部改定施行.

8. 2017 年 (平成 29 年) 11 月 18 日 一部改定施行.

公益社団法人 日本臨床細胞学会  
細胞検査士資格認定試験実施に関する施行細則

1. 応募期日、試験期日並びに試験地

応募期日、試験期日並びに試験地は本法人理事長が試験委員会委員長と協議してこれを決定し、遅くとも施行の6カ月前に公示する。

2. 受験手続

細則に掲げる受験資格を満たすと思われる応募者は、公益社団法人日本臨床細胞学会ホームページに掲載されている出願手続に従って所定の期日内に手続きを完了しなければならない。

受験料は本法人理事長がこれを決め、原則として返却しない。

3. 試験内容の概要

1) 試験範囲は各種講習会等実施規程の細胞検査士養成講習会カリキュラムに従い、試験細目は試験運営委員会で定める。

2) 試験方法は、原則として筆記、細胞像試験（カラープリント）（第一次試験）と実地（第二次試験）で行う。

原則として第一次試験合格者のみが第二次試験を受験することができる。第一次試験のみ合格の場合、その翌年の試験に限り第一次試験を免除し、直接第二次試験を受けることができる。

3) 採点形式は、試験運営委員会で定めたる方式に従う。

4) 合格基準は、第一次試験及び第二次試験ともに100点満点に換算し、原則70点以上を合格とする。

4. 試験結果

本法人理事長並びに日本臨床検査医学会理事長は、試験の合否並びに細胞検査士の認定を受験者に通知するとともに認定証を交付する。

参照 細胞検査士資格認定試験に関する機構

試験委員会（委員長＝試験委員長＝原則細胞検査士委員会委員長）

1) 試験運営委員会（当該年の試験に関することを協議）

試験委員長

副試験委員長

本法人細胞検査士委員会担当理事

試験運営委員（試験委員長が細胞検査士委員会担当理事及び細胞検査士会会長と協議推薦、理事長が依頼）

本部委員

地区委員（第一次試験、関東地区以外での試験責任者）

顧問（試験委員長が要請。議決権無し）

\*細胞検査士会会長推薦若干名。議決権無し

2) 試験総合委員会（当該年の第二次試験実施について協議）

試験運営委員会メンバー

試験問題出題委員

## 試験実地委員

### その他

(1) 細胞検査士資格認定試験合否判定会議（試験運営委員会が当たる）

第一次，第二次試験後に開催し，当該年の試験結果を検討し合否を判定する。

(2) 試験問題作成及び決定委員会（試験委員長・副試験委員長・試験運営委員）

全体委員会及び試験委員長，副試験委員長と部門責任委員による委員会を，年3～4回開催

(3) 試験制度検討委員会

常設の委員会でないが，試験委員長が必要と認めたときに委員を指名して開催

(4) その他：委員について（本法人理事長依頼）

\*試験問題出題委員：試験委員長と試験運営委員が協議推薦

試験問題作成と第二次試験の試験監督

\*試験実地委員：試験委員長と細胞検査士会会長が協議推薦

試験委員長を助け，第一，第二次試験の実施業務遂行

## 5. 実施要項の変更

本実施要項の変更は理事会の承認を経なければならない。

6. この施行細則は，公益法人の公益認定を受けた日から施行する。

7. 平成25年6月2日 一部改定施行。

**公益社団法人 日本臨床細胞学会**  
**細胞検査士資格更新実務に関する施行細則**

細胞検査士の資格更新は本施行細則に従って実施する。

1. 期間：細胞検査士の資格は5年ごとに更新するものとする。
2. 時期：資格更新申請は各5年目の12月15日までに完了しなければならない。
3. 手続：所定の書式に記入して、更新審査手数料を添えて学会に提出する。必要書類は事務局から更新年度に各人に送付される。
4. 審査：審査は細胞検査士資格更新審査委員会が行い、理事長が認定する。
5. 資格：5年間のうちに本法人春期大会、同秋期大会、同主催細胞検査士教育セミナー、同細胞検査士教育ワークショップに2回以上の出席を含めて最低350単位を満たしておかなければならない。
6. 特段の理由のある場合の措置：海外在住・病気療養・妊娠出産・育児・介護等、特段の理由のある場合は、細胞検査士資格更新審査委員会で条件を緩和することができる。
  - 1) 細胞検査士資格更新期間は5年間とし、期間の変更は行わない。
  - 2) 更新期間内の海外在住期間・病気療養期間・妊娠出産期間・育児期間・介護期間は、5年より該当期間を除外し、残余期間での取得単位を5年間に換算して判定する。ただし、該当期間中の学会並びに細胞診研修会参加単位は資格更新単位として認める。学会等への出席の条件は別途考慮する。
  - 3) 妊娠出産期間・育児期間については、1事例1年間を原則とするが、最長3年間まで認められる。条件緩和期間に関しては委員会申し合わせ事項に則り個別に審査する。
  - 4) 条件緩和を求める者は、特段の理由を証する書類の写し（母子手帳、診断書、自己申告等）を提出しなければならない。特段の理由を証する書類がない場合は、登録専門医や本学会の認定する地域連携組織の代表者あるいは所属長などとの連名で事情説明書を提出することができる。
  - 5) 更新対象期間すべてが、これらの期間で占められる場合は、資格更新は保留とする。
  - 6) これらの運用基準は、男女を問わず適用することができる。
  - 7) 上記に該当しない事項については、その都度細胞検査士資格更新審査委員会で審査する。

単位の内容

**第1項 細胞診業務単位**

- a 常勤の場合 1年間に25単位
- b 非常勤の場合
  - 1) 週5～6日勤務の場合1年間に25単位
  - 2) 週3～4日勤務の場合1年間に20単位
  - 3) 週1～2日勤務の場合1年間に15単位

ただし病理学、血液学、電顕、組織培養、細胞遺伝学など細胞診と密接な関係のある職種に従事した場合もこれに準ずる。

いずれの場合も所定の用紙による所属施設長（あるいは所属長）又は細胞診専門医や本学会の認定する地域連携組織の代表者の証明が必要である。

**第2項 学会並びに細胞診研修会参加単位**



- a 本法人春期大会に参加した場合 25 単位  
同 秋期大会 25 単位  
同 主催細胞検査士教育セミナー 25 単位  
同 主催細胞検査士教育ワークショップ 25 単位
- b 本法人の認定する連合地域連携組織の学術集会 15 単位  
本法人の認定する都道府県地域連携組織の学術集会 10 単位  
(都道府県地域連携組織に加入しない者の学術集会の出席単位は認めない)
- c 本法人の認定する都道府県地域連携組織の会員となり、地域活動に積極的に貢献した場合 1 年間 25 単位 (ただし、単位を申請できる地域連携組織は 1 組織に限る)
- d その他の研修活動の単位については、主催者が研修会の年月日、時間、場所、カリキュラム、細胞診専門医名、スタッフ名などについてあらかじめ細胞検査士資格更新審査委員会に書類を提出する。細胞検査士資格更新審査委員会はこれに基づいて以下の基準に従い単位を決定し通知する。

- 1) a 細胞診専門医または細胞検査士の資格取得後 5 年以上経過した正会員 2 名以上が研修会の企画及び実施に関与すること。(ただし、平成 29 年 3 月末までは 2 名のうち 1 名が正会員であればよいものとする)
- b プログラムは 2 時間以上、半日 (3 時間以上)、及び全日であること。
- 2) 評価は 2 時間以上 2 単位、半日 5 単位、全日 10 単位とする。
- 3) Website 研修会単位は、1 回 2 単位、1 人年間 6 単位までとする。主催者は単位認可条件等の詳細を細胞検査士資格更新審査委員会に問い合わせた後、研修会を開催する。
- 4) 主催者は実施後に参加者名簿を速やかに細胞検査士資格更新審査委員会宛に送付する。

### 第 3 項 教育活動及び論文、著書、学会発表などの学術活動に従事した単位

- a 本法人公認の細胞検査士養成所及び本学会主催講習会、セミナー、ワークショップの教育に従事した場合 1 時間 3 単位
- b その他の研修会の教育に従事した場合は、第 2 項 d に準じて届出を要し、認可された場合は単位が与えられる。 1 時間 3 単位
- c 論文、著書  
論文の筆頭者の場合には 40 単位  
連名の場合には 10 単位  
この項は本法人評議員審査のための業績基準に準じる。
- d 学会発表  
筆頭の場合には 20 単位  
連名の場合には 5 単位
- e 地域連携組織での論文、あるいは発表論文：筆頭者の場合には 20 単位  
連名の場合には 5 単位  
学会発表：筆頭の場合には 10 単位  
連名の場合には 3 単位

第 3 項 a 及び b は細胞検査士 CT (JSC) 資格取得後、5 年以上の経験を要するものとする。

### 第 4 項 実施要項の変更

本要項の変更は理事会の承認を経なければならない。

## 附 則

1. この施行細則は、公益法人の公益認定を受けた日から施行する。
2. ただし、平成 27 年に施行された第 48 回細胞検査士資格認定試験認定者については初回更新のみ期間を 4 年とし、資格は 280 単位以上とする。
3. 平成 25 年 6 月 2 日 一部改定施行。
4. 平成 27 年 4 月 25 日 一部改定施行。
5. 平成 28 年 3 月 19 日 一部改定施行。
6. 平成 28 年 7 月 29 日 一部改定施行。

# 公益社団法人 日本臨床細胞学会 IAC 連絡委員会に関する施行細則

## (目的)

第1条 IAC 連絡委員会は、国際細胞学会 (International Academy of Cytology, 略称 IAC) からの委託事業を実施するとともに、公益社団法人日本臨床細胞学会が国際細胞学会との交流を円滑にすることを目的とする。

## (委員会の業務)

第2条 IAC 連絡委員会は、以下の業務を行う。

- 1) 国際細胞学会との交流及び交渉。
- 2) 国際細胞学会役員 の推薦。
- 3) 国際細胞学会からの委託を受けた、International Academy of Cytology の Members (MIAC), Cytotechnologist Members (CMIAC) の日本からの申請及び資格認定の業務。
- 4) 国際細胞学会からの委託を受けた、International Academy of Cytology の Fellows (FIAC: サイトパソロジスト) の日本からの申請及び資格認定の業務。
- 5) 国際細胞学会からの委託を受けた、国際細胞学会細胞検査士 C. T. (IAC) の資格認定及び更新の業務。
- 6) その他。

## (委員会の構成)

第3条 本委員会は理事長諮問特設委員会に位置づけるが、委員、幹事等は施行細則等の定めにかかわらず、以下の構成とする。

- 1) 委員は、国際細胞学会役員、細胞診専門医委員長、細胞検査士委員長、国際交流委員長及び理事長・副理事長・前理事長の推薦する者とする。
- 2) 幹事は、委員長が推薦する。
- 3) 顧問及びアドバイザーを置くことができる。
- 4) 委員就任に際しては、年齢の上限を設けない。
- 5) 委員長は委員の中から理事長が推薦し、理事会で承認を得る。
- 6) 委員長はあらかじめサイトパソロジスト試験実施委員長、国際細胞検査士試験実施委員長のほか、委員及び幹事の業務担当を定めることができる。サイトパソロジスト試験実施委員長、国際細胞検査士試験実施委員長は理事会の承認を得る。
- 7) 試験実施委員は、サイトパソロジスト試験実施委員長、国際細胞検査士試験実施委員長が若干名を指名する。

## (施行細則の変更)

第4条 本施行細則の変更は、理事会の承認を経なければならない。

## 附 則

1. この施行細則は、公益法人の公益認定を受けた日から施行する。
2. 平成 25 年 6 月 2 日 一部改定施行。

## MIAC, CMIAC 申請に関する施行細則

International Academy of Cytology の Members (MIAC) 及び Cytotechnologist Members (CMIAC) の日本からの申請は本法人を経由しなければならない。

希望者は、本法人理事長宛（事務所気付）に書類を提出する。提出された書類を国際交流委員会委員長が審査し、推薦書を添付して IAC 本部に送付する。

なお、申請書は、本法人事務所に請求されたい。

### 審査の規準

MIAC の場合……細胞診専門医であること

CMIAC の場合…学会会員歴 3 年以上、数編の論文あるいは学会発表があること（共著でもよい）

本施行細則の変更は理事会の承認を経なければならない。

## 附 則

1. この施行細則は、公益社団法人の設立の登記の日から施行する。
2. 平成 25 年 6 月 2 日 一部改定施行。

## C. T. (IAC) 資格更新継続に関する施行細則

本法人は 1973 年 1 月に制定され、1979 年 8 月に改定された国際細胞学会細胞検査士 C. T. (IAC) の資格更新継続規約 = certification continuance criteria for C. T. (IAC) -registered cytotechnologists に準じて次のごとき資格更新継続に関する規約を定めた (注 1)。

この規約は 1979 年度 C. T. (IAC) 試験に合格した者から適用されそれ以前の C. T. (IAC) に対しては、次の資格更新のときから適用される。

本施行細則は C. T. (IAC) の資格更新継続規約である。C. T. (IAC) は細胞学分野における継続研修教育によって能力の保持、増進に努め、その資格を維持する責任と義務がある。

### (資格更新継続の方法)

C. T. (IAC) は 4 年ごとに次のいずれかの方法によって更新継続の手続きをしなければならない。

1 4 年間の有効期間内に資格更新継続規約に基づいて 180 単位を取得する。

なお、有効期間外の取得単位は無効である。

2 所定の単位が満たされなかった者は、4 年間の有効期間の終期に再試験を受ける。

### (資格更新継続の各項目と最高許容単位)

#### 第 1 項 細胞診業務単位

専任で細胞診業務に従事した場合

4 年間に最高 100 単位

非常勤で細胞診業務に従事した場合

4 年間に最高 60 単位

#### 第 2 項 細胞診研修会参加単位

細胞診研修会に参加した場合 4 年間に最高 180 単位

#### 第 3 項 細胞診教育活動従事単位

細胞診の教育に従事した場合 単位上限無し

#### 第 4 項 論文、著書、学会発表に関する活動単位

論文、著書、学会発表を行った場合 単位上限無し

#### 第 5 項 細胞学に関する研究に参加した場合の単位

4 年間に最高 40 単位

### (資格更新継続の単位細目)

#### 第 1 項 細胞診業務単位

本項では 4 年間に最高 100 単位まで

(a) 専任の場合 1 年間 25 単位、4 年間で 100 単位

(b) 非常勤の場合 1 年間 15 単位、4 年間で 60 単位

ただし病理学、血液学、電顕、組織培養、細胞遺伝学など細胞診と密接な関係のある職種に従事する場合もこれに準ずる。

いずれの場合も所定の用紙による所属長及び細胞診専門医の証明書が必要である。

#### 第 2 項 細胞診研修会参加単位

本項では 4 年間に最高 180 単位まで

(a) 大学における4年間の履習に最高140単位を与える。履習内容は細胞学並びにこれに関係ある教育、管理等も含まれる。本項で単位を取得するためには履習に対する免状、公式文書のコピーの提出が必要である。

(b) 本法人の認可した教育研修活動に参加した場合、所定の単位が与えられる。

なお、日本国内では本法人春期大会参加に25単位、同秋期大会参加に25単位が与えられる。その他の教育研修活動の単位については、主催者が研修会の年月日、場所、時間、カリキュラム、指導者、スタッフなどについて、あらかじめIAC連絡委員会に書類を提出し、委員会はこれに基づいて評価し単位を決定し通告する(注2)。

### 第3項 細胞診教育活動従事単位

本項では単位上限無し

細胞検査士養成所学生、医学生、医師、歯科医師及び医療関係者等に対して細胞診に関する講義、実習、セミナー等を指導した場合に単位を与える。

本法人公認細胞検査士養成所並びに公認細胞診細胞検査士養成講習会は1時間3単位(注3)。技師学校の教育に参加などその他の教育活動については、その年月日、場所、期間、受講者の種類と人数などのリストを作成し、IAC連絡委員会に報告しなければならない。委員会はその報告に基づいて評価し単位を決定する。

### 第4項 論文、著書、学会発表活動単位

本項では単位上限無し

筆頭又は単独著書、論文、本の分担執筆に対し40単位を、国内、国際学会で発表した場合、20単位を与える。本項では権威ある医学出版物、医学会を対象とする。

### 第5項 細胞学に関する研究に参画した場合の単位

本項では4年間に最高40単位まで

研究室で細胞学に関する研究に参画した場合、4年間に40単位が与えられる。該当者は研究責任者の作成した本人の業務内容をIAC連絡委員会に提出しなければならない。提出された書類に基づいて委員会は評価し単位を決定し通告する。

### 第6項 特段の理由のある場合の措置

海外在住・病気療養・妊娠出産・育児・介護等、特段の理由のある場合は、条件を緩和することができる。

1) 更新期間は4年間とし、期間の変更は行わない。

2) 更新期間内の海外在住期間・病気療養期間・妊娠出産期間・育児期間・介護期間は、4年より該当期間を除外し、残余期間での取得単位を4年間に換算して判定する。学会等への出席の条件は別途考慮する。

3) 妊娠出産期間・育児期間については、1事例1年間を原則とするが、最長3年間まで認められる。条件緩和期間に関しては申し合わせ事項に則り個別に審査する。

4) 条件緩和を求める者は、特段の理由を証する書類の写し(母子手帳、診断書、自己申告等)を提出しなければならない。特段の理由を証する書類がない場合は、登録専門医や地域連携組織の代表者あるいは所属長などとの連名で事情説明書を提出することができる。

5) 更新対象期間全てが、これらの期間で占められる場合は、資格更新は保留とする。

6) これらの運用基準は、男女を問わず適用することができる。

7) 上記に該当しない事項については、その都度 IAC 連絡委員会で審査する。

(資格更新継続の手続)

- 1 有効期間の終了する 6 週間前までに手続きをしなければならない。
- 2 更新審査手数料 15 ドル
- 3 所定の更新申請用紙 本法人事務局を通じ IAC 連絡委員会に申し込むこと。

(資格審査と単位の記入)

IAC 連絡委員会は必要の都度委員会を開催し C. T. (IAC) ないし、研修会主催者から提出された書類を審査し、単位点数を定めて通告する。

主催者は C. T. (IAC) の所持する細胞検査士カードの該当の欄に所定の事項を記入し責任者印を押すこと。

細胞検査士カード

20**年			
日時	活 動 内 容	責任者印	備考

日 時：活動の行われた日

活動内容：例えば本法人春期大会，秋期大会，セミナー

責任者印：印でもサインでも可

(注 1)：この施行細則は、日本における C. T. (IAC) に対する資格更新の基準を日本の実情に沿って制定することを I. A. C. が本法人理事長に一任するとの公式文書に基づいて作成されたもので更新に必要な項目、単位などについては I. A. C. 規約に従っている。

(注 2)：第 2 項の (b) の最低条件として細胞診専門医及び細胞検査士各々 1 名以上が研修会から実施まで関与しなければならない (ただし、細胞診専門医及び細胞検査士は、資格取得後 5 年以上経過した者とする)。

(注 3)：本法人公認細胞検査士養成所とは、細胞検査士資格認定試験施行細則に定める細胞診技術者養成機関及び 4 年制大学の細胞検査士養成課程を指す。学会公認細胞検査士養成講習会とは、本法人主催と日本臨床検査医学会 (旧日本臨床病理学会) 後援による 2 週間コースを指す。

(注 4)：本施行細則に関する変更は理事会の承認を経なければならない。

## 附 則

1. この施行細則は、公益法人の公益認定を受けた日から施行する。
2. 平成 25 年 6 月 2 日 一部改定施行。

**公益社団法人 日本臨床細胞学会**  
**各種講習会等実施に関する施行細則**

A) 細胞検査士養成講習会実施規程

- 1 本講習会は、本法人が主催し、日本臨床検査医学会（旧日本臨床病理学会）が後援する。
- 2 実施に当たっては、本法人教育委員会の委嘱による開催地講習会実施委員会がこれを実施する。
- 3 講習会を実施する場合は、別紙カリキュラムに準じた企画書を本法人教育委員会委員長に提出し、理事長の認可を得なければならない。
- 4 受講資格は、臨床検査技師又は衛生検査技師の資格を取得してから1年以上検査業務に従事した者とする。
- 5 講習内容は別紙に示した細胞検査士養成講習会カリキュラムに準ずる。
- 6 講習期間は2ないし3週間とする。夜間の場合は6週間とする。
- 7 講習場所は教育委員会が定める。
- 8 受講料は講習会実施委員会委員長が定め、講習会運営費用は受講料をもって充てる。
- 9 受講者定数は講習会実施委員会委員長が定める。定数を超過した場合には細胞診経験者を優先する。
- 10 申込には次の書類を要する。
  - a 規定の申込書：講習会事務所へ自分の宛名を記入した上、切手をはった返信用封筒を同封して請求する。
  - b 履歴書：市販の用紙に記入の上、写真をはり認印を押す。
  - c 推薦書：所属部課（科）長の本人の講習会参加が適当であるとの推薦書。
  - d 在職証明書：施設長の発行したもの。
  - e 免許証のコピー：臨床検査技師又は衛生検査技師の免許証のコピー。
  - f 葉書2枚
- 11 講習会終了時には、本法人理事長、本法人教育委員会委員長、講習会実施委員会委員長署名捺印の終了証書を交付する。
- 12 細胞検査士養成講習会事務所を本法人内に置く。
- 13 この規程の変更は、教育委員会の議を経て決定し、理事会の承認を経なければならない。

細胞検査士講習会カリキュラム

講義（14講）実習（17講）計31講以上

細胞診総論（2講）

細胞診技師としての心構え 細胞の見方 組織診と細胞診 細胞診手技

細胞の構造と機能

女性性器細胞診（4講）実習（4講）

正常細胞診と非腫瘍性細胞診

（含炎症、内分泌、月経周期と妊娠など）

腫瘍性細胞診

呼吸器細胞診（2講）実習（4講）



肺癌の組織型と細胞型

原発性肺癌と転移性肺癌

炎症及び化生

消化器細胞診（2講）実習（2講）

食道，胃及び腸の細胞診

膵，肝，胆道の細胞診

体腔液の細胞診（2講）実習（2講）

胸水，腹水，心嚢液，関節腔液，髄液など

泌尿器細胞診（1講）実習（2講）

腎及び尿路系，前立腺など

リンパ節の細胞診（1講）実習（1講）

炎症，リンパ腫及び転移性腫瘍など

乳腺，甲状腺その他の細胞診（1講）実習（1講）

口腔領域の細胞診

白血病の細胞像（附講）

※備考：各項について，解剖学，組織学，病理学，検体採取法の概要その他必要な事項を含めること。

講師及び助手の資格基準：

講 師：細胞診専門医，細胞検査士，及びそれに準ずる者

助 手：細胞検査士資格取得後，細胞診実務経験5年以上の者

#### B) 医師・歯科医師の細胞診断学教育セミナー実施規程

- 1 本セミナーは本法人が主催し教育委員会が実施する。
- 2 目 的：細胞診専門医の育成と細胞診断学を広く医師・歯科医師の間に普及させることを目的とする。
- 3 受講資格：医師，又は歯科医師に限る（専門の如何を問わない）。
- 4 実施方法：教育委員会が開催場所，開催期日，プログラム及び講師を選定する。
- 5 開催期日：毎年1回，4日間行う。
- 6 受講者数：教育委員会の定めによる。
- 7 受講費：教育委員会の定めによる。
- 8 募集方法：本法人誌などにあらかじめ公示する。
- 9 受講終了者には本法人理事長並びに教育委員会委員長の署名捺印の終了証書を授与する。
- 10 本規程の変更は教育委員会の議を経て決定し，理事会の承認を経なければならない。

#### C) 細胞検査士教育セミナー実施規程

- 1 本セミナーは本法人が主催し教育委員会が実施する。
- 2 目 的：細胞検査士に対する生涯教育を目的とする。
- 3 受講資格：原則として細胞検査士とする。
- 4 実施方法：原則として関東地方及び関西地方で毎年開催し，教育委員会の委嘱による開催地実施委員会がこれを実施する。講演会実施委員会委員長は開催場所，開催期日，プログラム及び講師を選定する。

- 5 開催期日：2日間とする。
- 6 受講者数：場所その他の都合により開催地実施は、教育委員会がこれを定める。
- 7 受講費：教育委員会の定めによる。
- 8 募集方法：本法人誌などにあらかじめ公示する。
- 9 受講終了者には教育委員会委員長が、受講を終了した者の認定を行うものとする。
- 10 本規程の変更は教育委員会の議を経て決定し、理事会の承認を経なければならない。

#### D) 細胞検査士ワークショップ実施規程

- 1 本ワークショップは本法人が主催し教育委員会が実施する。
- 2 目的：細胞検査士に対する生涯教育を目的とする。
- 3 受講資格：細胞検査士の有資格者に限る。
- 4 実施方法：全国を8ブロック（1. 北海道，2. 東北，3. 関東甲信越，4. 東京，5. 中部，6. 近畿，7. 中国・四国，8. 九州・沖縄）に分割し1ブロックにつき4年に1回実施するのを原則とする。教育委員会の委嘱による開催ブロックの実施委員会がこれを実施する。講習会実施委員会委員長は開催場所、開催期日、プログラム及び講師を選定する。
- 5 開催期日：2日間とする。
- 6 受講者数：開催ブロックの講習会実施委員会が定める。
- 7 受講費：教育委員会の定めによる。
- 8 募集方法：開催ブロックの講習会実施委員会が行う。
- 9 受講終了者には教育委員会委員長が受講した者の認定を行うものとする。
- 10 本規程の変更は教育委員会の議を経て決定し、理事会の承認を経なければならない。

### 附 則

1. この施行細則は、公益法人の公益認定を受けた日から施行する。
2. 平成25年6月2日 一部改定施行。

## 細胞診断学に関連する医学研究の利益相反に関する指針

本指針については、一般社団法人日本癌治療学会（JSCO）並びに特定非営利活動法人日本臨床腫瘍学会（JSMO）の了承を得て、両学会（JSCO/JSMO）合同の共通指針（2008年4月施行）を本指針初回制定時に使用し、文中にあるJSCO/JSMOの名称をJSCC（公益社団法人日本臨床細胞学会）に変換し、準用していることを証する。尚、本指針はJSCO/JSMO両学会において、JSCCにおける使用を許可されたものである。さらに、平成23年2月に策定され、平成27年3月に一部改訂された日本医学会の『医学研究のCOIマネジメントに関するガイドライン』を受け、「予防、診断及び治療方法の改善、疾病原因及び病態の理解の向上並びに患者の生活の質の向上を目的として行われる産学連携の研究であって、生命科学研究や基礎医学研究から人間を対象とする臨床医学研究（個人を特定できる人由来の材料及び個人を特定できるデータに関する研究を含む）、臨床試験までの研究を医学研究として定義するとともに、修正を加え、本指針を『細胞診断学に関連する医学研究の利益相反に関する指針』とする。

### 序 文

公益社団法人日本臨床細胞学会（JSCC）の学術集会・刊行物などで発表される研究においては、細胞形態診断に関連する医学研究や、癌化過程の遺伝子変異や癌遺伝子の異常発現に関する分子細胞学的研究、あるいは新しい医療機器やテクノロジーを用いた医学研究が多く、産学連携による研究・開発が行われる場合がある。

産学連携による医学研究には、学術的・倫理的責任を果たすことによって得られる成果の社会への還元（公的利益）だけでなく、産学連携に伴い取得する金銭・地位・利権など（私的利益）が発生する場合がある。これら2つの利益が研究者個人の中に生じる状態を利益相反（conflict of interest:COI）と呼ぶ。今日における人の複雑な社会的活動から、利益相反状態が生じることは避けられないものであり、特定の活動に関しては法的規制がかけられている。

しかし、法的規制の枠外にある行為にも、利益相反状態が発生する可能性がある。そして、利益相反状態が深刻な場合は、研究の方法、データの解析、結果の解釈が歪められるおそれが生じる。また、適切な研究成果であるにもかかわらず、公正な評価がなされないことも起こりうる。欧米では、多くの学会が産学連携による医学研究の適正な推進や、学会発表での公明性を確保するために、医学研究にかかる利益相反指針を策定している。がんの予防・診断・治療法に関する研究・開発活動は近年、国際化の中で日米欧の共同研究のもと積極的に展開されており、本邦における利益相反指針の策定は急務とされている。

このような情勢を受けて、日本癌治療学会（JSCO）、日本臨床腫瘍学会（JSMO）による、がん臨床研究の利益相反指針にかかる合同策定部会により、がん臨床研究の利益相反に関する指針が2008年4月に作成開示された。JSCCの事業実施においてもJSCO/JSMOと同様に、会員に対して利益相反に関する指針を明確に示し、産学連携による重要な研究・開発の公正さを確保した上で、医学研究を積極的に推進することが重要であるため、ここに先のJSCO/JSMO合同作成部会による指針を基本として一部改変した指針を開示する。

#### 1. 指針策定の目的

既に、「ヘルシンキ宣言」や「臨床研究の倫理指針（厚生労働省告示第255号、2003年）」においても

述べられているが、医学研究は、他の学術分野の研究と大きく異なり、研究対象が人間であることから、被験者の人権・生命を守り、安全に実施することに格別な配慮が求められる。

JSCO/JSMO と同様に JSCC においても、その活動において社会的責任と高度な倫理性が要求されていることに鑑み、「細胞診断学に関連する医学研究の利益相反に関する指針」（以下、本指針と略す）を策定する。その目的は、JSCC が会員の利益相反状態を適切にマネージメントすることにより、研究結果の発表やそれらの普及・啓発を中立性と公明性を維持した状態で適正に推進させ、がんの予防・診断・治療の進歩に貢献することにより社会的責務を果たすことにある。

本指針の核心は、JSCC 会員に対して利益相反についての基本的な考えを示し、JSCC が行う事業に参加し発表する場合、利益相反状態を適切に自己申告によって開示させることにある。JSCC 会員が、以下に定める本指針を遵守することを求める。

## 2. 対象者

利益相反状態が生じる可能性がある以下の対象者に対し、本指針が適用される。

- 1) JSCC 学術講演会等で発表する者
- 2) JSCC 学術機関誌に投稿する者（著者全員）
- 3) JSCC の理事会、委員会、学会雇用の事務職員、作業部会に出席する者

## 3. 対象となる活動

JSCC が関わるすべての事業における活動に対して、本指針を適用する。特に、学術集会、シンポジウム・講演会での発表、及び、JSCC の機関誌、論文、図書、刊行物などでの発表や執筆を行う研究者には、細胞診断学に関する医学研究のすべてに、本指針が遵守されていることが求められる。JSCC 会員に対して教育的講演を行う場合や、市民に対して公開講座などを行う場合は、社会的影響力が強いことから、その演者には特段の本指針遵守が求められる。

## 4. 開示・公開すべき事項

対象者 1)、3) は、自身における以下の (1) ～ (11) の事項で、別に定める基準を超える場合には、利益相反の状況を所定の様式に従い、自己申告によって正確な状況を開示する義務を負うものとする。また、対象者 3) は、その配偶者、一親等以内の親族、又は収入・財産を共有する者における以下の (1) ～ (4) の事項で、別に定める基準を超える場合には、その正確な状況を学会に申告する義務を負うものとする。なお、自己申告及び申告された内容については、申告者本人が責任を持つものとする。具体的な開示・公開方法は、対象活動に応じて別に細則に定める。対象者 2) については、別に細則に定める。

- (1) 企業や法人組織（非営利組織、財団法人などを含む）、営利を目的とする団体の役員、顧問職
- (2) 産学連携活動の相手先の株の保有
- (3) 産学連携活動の相手先の株以外のエクイティの有無
- (4) 企業や法人組織（非営利組織、財団法人などを含む）、営利を目的とする団体からの特許権使用料
- (5) 企業や法人組織（非営利組織、財団法人などを含む）、営利を目的とする団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）
- (6) 企業や法人組織（非営利組織、財団法人などを含む）、営利を目的とする団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料
- (7) 企業や法人組織（非営利組織、財団法人などを含む）、営利を目的とする団体が提供する研究費

(受託研究費・共同研究費・臨床試験など)

(8) 企業や法人組織（非営利組織，財団法人などを含む），営利を目的とする団体が提供する奨学（奨励）寄附金

(9) その他の報酬（研究とは直接無関係な，旅行，贈答品など）

(10) 企業や営利を目的とした団体からの研究員等の受け入れ

(11) 企業や営利を目的とした団体が提供する寄付講座

## 5. 利益相反状態の回避

### 1) すべての対象者が回避すべきこと

医学研究の結果の公表は，純粹に科学的な判断，あるいは公共の利益に基づいて行われるべきである。JSCC 会員は，医学研究の結果を会議・論文などで発表する，あるいは発表しないという決定や，医学研究の結果とその解釈といった本質的な発表内容について，その医学研究の資金提供者・企業の恣意的な意図に影響されてはならず，また影響を避けられないような契約書を締結してはならない。

### 2) 医学研究の試験責任者が回避すべきこと

医学研究の計画・実施に決定権を持つ試験責任者（多施設医学研究における各施設の責任医師は該当しない）は，次の利益相反状態にない者が選出されるべきであり，また選出後もこれらの利益相反状態となることを回避すべきである。

(1) 臨床研究の資金提供者・企業の株式保有や役員への就任

(2) 研究課題の医薬品，治療法，検査法などに関する特許権並びに特許料の取得

(3) 当該研究に関係のない学会参加に対する資金提供者・企業からの旅費・宿泊費の支払い

(4) 当該研究に係る時間や労力に対する正当な報酬以外の金銭や贈り物の取得

ただし，(1)～(4)に該当する研究者であっても，当該臨床研究を計画・実行する上で必要不可欠の人材であり，かつ当該臨床研究が国際的にも極めて重要な意義を持つような場合には，当該臨床研究の試験責任医師に就任することは可能とする場合がある。

その場合には，利益相反委員会の事前の審議と，その結果を踏まえた理事会の承認を必要とする。

## 6. 実施方法

### 1) 会員の役割

会員は医学研究成果を学術集会等で発表する場合，当該研究実施に関わる利益相反状態を適切に開示する義務を負うものとする。開示については細則に従い所定の書式にて行う。本指針に反する事態が生じた場合には，利益相反を管轄する JSCC 利益相反委員会にて審議し，理事会に上申する。

### 2) 役員等の役割

JSCC の理事長・副理事長・理事・監事・学術集会長並びに各種委員会委員長は学会に関わるすべての事業活動に対して重要な役割と責務を担っており，当該事業に関わる利益相反状況については，就任した時点で所定の書式に従い自己申告を行う義務を負うものとする。

理事会は，役員（理事長・副理事長・理事・監事）が JSCC のすべての事業を遂行する上で，深刻な利益相反状態が生じた場合，あるいは利益相反の自己申告が不適切と認めた場合，利益相反委員会に諮問し，答申に基づいて改善措置などを指示することができる。

学術集会長は，JSCC で医学研究成果が発表される場合，その実施が本指針に沿ったものであることを

検証し、本指針に反する演題については発表を差し止めることができる。この場合には、速やかに発表予定者に理由を付してその旨を通知する。なお、これらの対処については事前の利益相反委員会での審議と、その結果を踏まえた理事会の承認を必要とする。

編集委員会は、医学研究成果が JSCC 刊行物などで発表される場合に、その実施が、本指針に沿ったものであることを検証し、本指針に反する場合には掲載を差し止めることができる。この場合、速やかに当該論文投稿者に理由を付してその旨を通知する。当該論文の掲載後に本指針に反していたことが明らかになった場合は、当該刊行物などに編集委員長名でその由を公知することができる。なお、これらの対処については事前の利益相反委員会での審議と、その結果を踏まえた理事会の承認を必要とする。

その他の委員長・委員は、それぞれが関与する学会事業に関して、その実施が、本指針に沿ったものであることを検証し、本指針に反する事態が生じた場合には、速やかに事態の改善策を検討する。なお、これらの対処については事前の利益相反委員会での審議と、その結果を踏まえた理事会の承認を必要とする。

### 3) 不服の申立

前記 1) ないし 2) 号により改善の指示や差し止め処置を受けた者は、JSCC に対し不服申立をすることができる。JSCC はこれを受理した場合、理事長は速やかに不服申し立て審査委員会を設置して審議し、理事会の協議を経て、その結果を不服申立者に通知する。

## 7. 指針違反者への措置と説明責任

### 1) 指針違反者への措置

JSCC 理事会は、学会が別に定める規則により本指針に違反する行為に関して審議する権限を有し、審議の結果、重大な遵守不履行に該当すると判断した場合には、その遵守不履行の程度に応じて一定期間、次の措置を取ることができる。

- (1) JSCC が開催するすべての集会での発表の禁止
- (2) JSCC の刊行物への論文掲載の禁止
- (3) JSCC の学術集会の会長就任の禁止
- (4) JSCC の理事会、委員会への参加の禁止、役員委員への就任禁止や解任
- (5) JSCC の評議員の除名、あるいは評議員になることの禁止
- (6) JSCC 会員の除名、あるいは会員になることの禁止

### 2) 不服の申立

被措置者は、JSCC に対し、不服申立をすることができる。JSCC がこれを受理したときは、利益相反委員会において誠実に再審理を行い、理事会の協議を経て、その結果を被措置者に通知する。

### 3) 説明責任

JSCC は、自ら関与する場にて発表された医学研究に、本指針の遵守に重大な違反があると判断した場合、利益相反委員会及び理事会の協議を経て、社会への説明責任を果たす。

## 8. 細則の制定

JSCC は、学会の独自性、特殊性を勘案して、本指針を実際に運用するために必要な細則を制定することができる。

## 9. 施行日及び改正方法

本指針は、平成 22 年 5 月 29 日より施行する。本指針は、社会的影響や産学連携に関する法令の改変などから、個々の事例によって一部に変更が必要となることが予想される。

JSCC 利益相反委員会は、理事会の決議を経て、本指針を合同で審議し改正することができる。

## 附 則

1. 本指針は平成 24 年 6 月 1 日に一部改正
2. 本指針は特定非営利活動法人日本臨床細胞学会が、公益法人日本臨床細胞学会に改組されたことを受け、平成 25 年 4 月 1 日に一部改正
3. 平成25年6月2日 一部改定施行
4. 平成28年3月19日 一部改定施行

### 公益社団法人 日本臨床細胞学会 細胞診断学に関連する医学研究の、利益相反に関する指針の施行細則

#### 第 1 章 学術講演会等での発表

(開示の範囲)

第 1 条 筆頭演者が開示する義務のある利益相反状態は、発表内容に関連する企業や営利を目的とする団体に関わるものに限定する。

(抄録提出時)

第 2 条 本法人の学術集会、シンポジウム、講演会などで発表・講演を行う演者は、演題応募や抄録提出時に、過去1年間における筆頭発表者の利益相反状態の有無を明らかにする。

(発表時)

第 3 条 発表時に明らかにする利益相反状態については、「細胞診断学に関連する医学研究の利益相反に関する指針」(以下、本指針) 4. 開示・公開すべき事項で定められたものを、発表スライド、あるいはポスターの冒頭又は最後に、「筆頭演者の利益相反自己申告書」(様式1)に従って開示する。開示が必要なものは抄録提出1年前から発表時までのものとする。ただし、発表者が開示を必要と認めるものはこの限りでない。各々の開示すべき事項について、自己申告を次のように定める。

- 1) 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職については、1つの企業・団体からの報酬額が年間100万円以上は申告する。
- 2) 産学連携活動の相手先の株の所有については、1つの企業についての1年間の株による利益(配当、売却益の総和)が100万円以上の場合、あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合は申告する。
- 3) 産学連携活動の相手先の株以外のエクイティの有無(有りの場合、種類、数量)
- 4) 企業や法人組織(非営利組織、財団法人などを含む)、営利を目的とする団体からの特許権使用料については、1つの特許権使用料が年間100万円以上の場合には申告する。
- 5) 企業や法人組織(非営利組織、財団法人などを含む)、営利を目的とする団体から、会議の出席(発表)に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当(講演料など)については、1つの企業・団体からの年間の講演料が合計50万円以上の場合には申告する。
- 6) 企業や法人組織(非営利組織、財団法人などを含む)、営利を目的とする団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、1つの企業・団体からの年間の原稿料が合計50万円以上の場合には申告する。

7) 企業や法人組織（非営利組織，財団法人などを含む），営利を目的とする団体が提供する研究費については，1つの企業・団体から医学研究（受託研究費，共同研究費，臨床試験など）に対して支払われた総額が年間100万円以上とする。

8) 企業や法人組織（非営利組織，財団法人などを含む），営利を目的とする団体が提供する奨学（奨励）寄附金については，1つの企業・組織や団体から，申告者個人又は申告者が所属する部局（講座・分野）あるいは研究室の代表者に支払われた総額が年間100万円以上の場合とする。

9) その他の報酬（研究とは直接無関係な，旅行，贈答品など）については，1つの企業・団体から受けた報酬が年間5万円以上の場合に申告する。

10) 企業や営利を目的とした団体からの研究員等の受け入れについては，企業等から研究員を受け入れている場合に記載する。

11) 企業・組織や団体が提供する寄附講座に申告者らが所属している場合。

7), 8) については，筆頭発表者個人か，筆頭発表者が所属する部局（講座，分野）あるいは研究室などへ研究成果の発表に関連し，開示すべき COI 関係にある企業や団体などからの研究経費，奨学寄附金などの提供があった場合に申告する必要がある。

## 第2章 本法人機関誌等での発表

（開示の範囲）

第4条 著者が開示する義務のある利益相反状態は，投稿内容に関連する企業や営利を目的とする団体に関わるものに限定する。

（投稿時）

第5条 本法人の機関誌，日本臨床細胞学会雑誌（The Journal of the Japanese Society of Clinical Cytology）などで発表を行う著者は，投稿時に，投稿規定に定める「投稿者の利益相反自己申告書」（様式2）により，利益相反状態を明らかにしなければならない。この様式2は論文末尾，文献の直前の場所に印刷される。規定された利益相反状態がない場合は，同部分に，「筆者らは，開示すべき利益相反状態はありません。」などの文言を入れる。投稿時に明らかにする利益相反状態については，「本指針 4. 開示・公開すべき事項」で定められたものを自己申告する。各々の開示すべき事項について，自己申告を次のように定める。開示が必要なものは論文投稿1年前から投稿時までのものとする。ただし，投稿者が開示を必要と認めるものはこの限りでない。日本臨床細胞学会雑誌以外の本学会刊行物での発表も，これに準じた書式で自己申告書式を提出する。各々の開示すべき事項について，自己申告を次のように定める。

1) 企業や営利を目的とした団体の役員，顧問職については，1つの企業・団体からの報酬額が年間100万円以上は申告する。

2) 産学連携活動の相手先の株の所有については，1つの企業についての1年間の株による利益（配当，売却益の総和）が100万円以上の場合，あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合は申告する。

3) 産学連携活動の相手先の株以外のエクイティの有無（有りの場合，種類，数量）

4) 企業や法人組織（非営利組織，財団法人などを含む），営利を目的とする団体からの特許権使用料については，1つの特許権使用料が年間100万円以上の場合に申告する。



5) 企業や法人組織（非営利組織，財団法人などを含む），営利を目的とする団体から，会議の出席（発表）に対し，研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については，1つ（一つ）の企業・団体からの年間の講演料が合計50万円以上の場合には申告する。

6) 企業や法人組織（非営利組織，財団法人などを含む），営利を目的とする団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については，1つの企業・団体からの年間の原稿料が合計50万円以上の場合には申告する。

7) 企業や法人組織（非営利組織，財団法人などを含む），営利を目的とする団体が提供する研究費については，1つの企業・団体から医学研究（受託研究費，共同研究費，臨床試験など）に対して支払われた総額が年間100万円以上とする。

8) 企業や法人組織（非営利組織，財団法人などを含む），営利を目的とする団体が提供する奨学（奨励）寄附金については，1つの企業・組織や団体から，申告者個人又は申告者が所属する部局（講座・分野）あるいは研究室の代表者に支払われた総額が年間100万円以上の場合とする。

9) その他の報酬（研究とは直接無関係な，旅行，贈答品など）については，1つの企業・団体から受けた報酬が年間5万円以上の場合には申告する。

10) 企業や営利を目的とした団体からの研究員等の受け入れについては，企業等から研究員を受け入れている場合に記載する。

11) 企業・組織や団体が提供する寄附講座に申告者らが所属している場合。

12) 申請研究者の配偶者，一親等以内の親族，又は収入・財産を共有する者については，1)，2)，4) について記載する。

13) インフォームドコンセントへのCOIに関する記載の有無（あれば，説明書添付），申請者署名・捺印

7)，8) については，筆頭発表者個人か，筆頭発表者が所属する部局（講座，分野）あるいは研究室などへ研究成果の発表に関連し，開示すべきCOI関係にある企業や団体などからの研究経費，奨学寄附金などの提供があった場合に申告する必要がある。

### 第3章 役員・委員長・倫理委員会委員・利益相反委員会委員・学会雇用の事務職員

（開示・公開の範囲）

第6条 役員，委員長，倫理委員，利益相反委員が開示・公開する義務のある利益相反状態は，本学会が行う事業に関連する企業や営利を目的とする団体に関わるものに限定する。

（就任時）

第7条 本法人の役員，委員長，倫理委員，利益相反委員は，新就任時と，就任後は1年ごとに「役員・委員長・倫理委員・利益相反委員の利益相反自己申告書」（様式3）を提出しなければならない。また，在任中に新たな利益相反状態が発生した場合は，様式3によって報告する義務を負うものとする。様式3に開示・公開する利益相反状態については，「本指針 4. 開示・公開すべき事項」で定められたものを自己申告する。各々の開示・公開すべき事項について，自己申告が必要な金額は本施行細則第3条で規定された金額と同一とする。様式3は1年間分を記入し，その算出期間を明示する。新就任時は就任日から2年前までさかのぼった利益相反状態を自己申告しなければならない。この場合，就任の前々年の1月1日から12月31日までの1年間分の様式3と，就任の前年（1月1日から12月31日まで）の1年間分（様式3）

を、作成して提出する。

#### **第4章 役員・委員長・倫理委員・利益相反委員・学会雇用の事務職員の利益相反自己申告書の取扱い**

(書類管理者)

第8条 本細則に基づいて本法人に提出された様式3、及び、そこに開示された利益相反状態（利益相反情報）は本法人事務局において、理事長を管理者とし、個人情報として厳重に保管・管理される。利益相反情報は、本指針に定められた事項を処理するために、理事会及び利益相反委員会が随時利用できるものとする。その利用には、当該申告者の利益相反状態について、疑義若しくは社会的・法的問題が生じた場合に、利益相反委員会の議論を経て、理事会の承認を得た上で、当該利益相反情報のうち、必要な範囲を学会内部に開示、あるいは社会へ公開する場合を含むものとする。

(保管期間)

第9条 様式3の保管期間は役員、委員長、倫理委員、利益相反委員の任期終了後2年間とし、その後は理事長の監督下で廃棄される。ただし、様式3の保管期間中に、当該申告者について疑義若しくは社会的・法的問題が生じた場合は、理事会の決議により、様式3の廃棄を保留できるものとする。

#### **第5章 施行細則の変更**

第10条 本施行細則の変更は理事会の承認を経なければならない。

#### **附 則**

1. 様式1、様式2、様式3は別途定める
2. この施行細則は、公益法人の公益認定を受けた日から施行する
3. 平成25年6月2日 一部改定施行
4. 平成28年3月19日 一部改定施行

**公益社団法人 日本臨床細胞学会  
細胞診専門医会に関する施行細則**

**第1章 総 則**

(名称)

第1条 この会は、公益社団法人日本臨床細胞学会細胞診専門医会と称する。

(事務所)

第2条 この会は、事務所を、東京都千代田区神田駿河台 2-11-1 駿河台サンライズビル 3 階 日本臨床細胞学会事務所内に置く。

(目的)

第3条 この会は、細胞診断実務に関する医師、歯科医師並びに技師の教育・指導に当たることを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1) 細胞診専門（歯科）医が業務を円滑に遂行できるように支援する。  
以下、細胞診専門医は、特別の断りがない限り細胞診専門（歯科）医を意味する。
- 2) 細胞診専門医による細胞検査士指導の実態を把握し、調整する。
- 3) 集会の開催。
- 4) 会報の発行。
- 5) 本法人委員会等の要請により、委員を推薦する。
- 6) 諸問題を解決するため細胞検査士会と定期的に協議する
- 7) その他この会の目的を達成するために必要な事業。

**第2章 会 員**

(会員の構成)

第5条 この会は、本法人が認定した細胞診専門医で構成される。

(会員の移動)

第6条 会員は、退会又は転勤などの移転のあった場合、事務所に届け出なければならない。

**第3章 役 員**

(役員の種類)

第7条 この会に、会長1名及び総務若干名及び監事2名の役員を置く。

(会長)

第8条 会長は、総務の互選により選出され、本法人理事長がこれを委嘱する。

- 2 会長は本会を主宰し、これを代表する。
- 3 会長の任期は2年とし、再選を妨げない。

(総務)

第9条 総務は、細胞診専門医の中から会員の選挙により選出され、会務に関する重要事項を協議し実行する。

2 総務の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、選出時、被選出者は満65歳を超えないこととする。

(監事)

第10条 監事は会長が候補者を推薦し細胞診専門医会総会の承認を経て決定される。

2 監事はこの会の会計及び会務を監査する。

3 任期は2年とし、再任を妨げない。

(幹事)

第11条 この会の業務を処理するため必要な幹事を置く。

## 第4章 会議

(細胞診専門医会総会)

第12条 細胞診専門医会総会は、日本臨床細胞学会春期大会時に開催する。

2 細胞診専門医会総会においては、以下の事項についての承認を求める。

1)事業報告及び収支報告

2)事業計画及び収支予算

3)その他運営に関する重要事項

3 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。

4 会長は、総会開催時に、講演会等を行うことができる。

(細胞診専門医総務会)

第13条 この会は、日本臨床細胞学会春期大会及び秋期大会時に、細胞診専門医総務会を開催する。その他必要に応じて会長は臨時細胞診専門医総務会及び臨時細胞診専門医会総会を細胞診専門医会総務会の承認を経て開催することができる。

## 第5章 顧問

(顧問)

第14条 会長は、満65歳を超えた総務経験者のうち、細胞診専門医会に特に功績のあった者に対し顧問の称号を与えることができる。顧問は、細胞診専門医会、細胞診専門医総務会へ出席できるものとする。

## 第6章 会計

(事業計画・予算書)

第15条 この会の事業計画及びこれに伴う予算書は会長が作成し、毎会計年度開始前に細胞診専門医総務会で承認後、本法人理事会承認にて成立し、会計年度開始より3カ月以内に細胞診専門医会総会で承認する。

(事業報告・収支決算書)

第16条 この会の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支決算書を作成し、細胞診専門医総務会で承認後、本法人理事会承認を受け、会計年度終了より3カ月以内に細胞診専門医会総会で承認する。

(会計年度)

第17条 この会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

## 第7章 細則の変更

(細則の変更)

第18条 この細則の変更は、細胞診専門医総務会の決定によって行われ、本法人理事会の承認及び細胞診専門医会総会の承認を経て発効する。

### 附 則

1. 当分の間、専門医会年会費 2,000 円、入会金 2,000 円、印鑑代 1,000 円を徴収する。
2. 年会費は、入会時及び更新時に4年分前納とする。
3. この施行細則は、公益法人の公益認定を受けた日から施行する。
4. 平成 25 年 6 月 2 日 一部改定施行。
5. 平成 26 年 6 月 7 日 一部改定施行。

# 公益社団法人 日本臨床細胞学会 細胞検査士会に関する施行細則

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、公益社団法人日本臨床細胞学会細胞検査士会と称し、略称を細胞検査士会、英文表記をThe Japanese Society of Cytotechnologists (JSC) とする。

(事務所)

第2条 この会は、主たる事務所を、東京都千代田区神田駿河台2-11-1駿河台サンライズビル3階 公益社団法人日本臨床細胞学会事務所に置く。

(目的)

第3条 この会は、細胞診断学の普及、技術の向上並びに細胞検査士の社会的地位の向上を図ることにより、公衆の安全と健康の保持に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1) 公衆の健康維持に関する啓発などの社会事業。
- 2) 研修会の開催など学術及び精度向上に関する事業。
- 3) 会報、書籍やインターネットによる情報発信に関する事業。
- 4) 国内、国際的な諸団体などとの交流に関する事業。
- 5) 細胞診及び細胞検査士に関する調査・研究事業。
- 6) その他、この会の目的を達成するために必要な事業。

## 第2章 会 員

(会員の構成)

第5条 この会は、本法人に所属するすべての細胞検査士により構成される。

(会員の移動)

第6条 会員は、退会又は移動のあった場合、速やかに事務所に届け出なければならない。

2 会員が死亡又は細胞検査士の資格を失ったとき、若しくは本法人より除名処分を受けたときは、会員資格を喪失する。

## 第3章 役 員

(役員の種類)

第7条 この会に、下記の役員を置く。

- 1) 会長1名、副会長2名、幹事若干名
- 2) 監事2名

(会長・副会長)

第8条 会長及び副会長は、幹事より選出され、本法人理事長がこれを委嘱する。

- 2 会長及び副会長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 会長は、この会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

(幹事)

第9条 幹事は会員より選出される。幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、選出時、被選出者は満65歳を超えないこととする。

2 幹事は役員会を構成し、この会の事業を審議、執行する。

(監事)

第10条 監事は、役員会が候補者を推薦し、細胞検査士会総会の承認により決定する。任期は2年とし再任を妨げない。

2 監事は、この会の会計及び事業を監査する。

## 第4章 会議

(細胞検査士会総会)

第11条 この会は、毎年1回の定時細胞検査士会総会のほか、必要に応じて臨時細胞検査士会総会を開催することができる。細胞検査士会総会は、すべての会員により構成され、会長がこれを招集し、議決は出席会員の過半数により成立する。

(役員会)

第12条 役員会は、最低でも年1回以上開催するほか、必要に応じて会長は臨時役員会を開催することができる。

## 第5章 委員会

(委員会)

第13条 この会は、部門別委員会を設置する。

2 委員会は、常置委員会及び臨時委員会としその規定は別に定める。

## 第6章 会計

(事業計画・予算書)

第14条 この会の事業計画及びこれに伴う予算書は、会長が作成し、毎会計年度開始前に役員会で承認後、本法人理事会承認にて成立し、会計年度開始より3カ月以内に細胞検査士会総会で承認する。

(事業報告・収支決算書)

第15条 この会の事業報告及び収支決算は会長が作成し、役員会の承認後、本法人理事会承認を受け、会計年度終了より3カ月以内に細胞検査士会総会で承認する。

(会計年度)

第16条 この会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

## 第7章 細則の変更

(細則の変更)

第17条 この細則の変更は、役員会の決定によって行われ、本法人理事会の承認及び細胞検査士会総会の承認を経て発効する。

## 第8章 補 則

(委任)

第18条 この細則の施行について必要な事項は、会長が役員会の議決を経て別に定める。

## 附 則

1. この施行細則は、公益法人の公益認定を受けた日から施行する。
2. 平成25年6月2日 一部改定施行。
3. 当分の間、細胞検査士会年会費は1,000円、入会金は2,000円とし、年会費は入会時及び更新時に5年分前納とする。ただし平成27年に施行された第48回細胞診検査士資格認定試験合格者の入会時は4年分前納とする。
4. 平成26年6月7日 一部改定施行。
5. 平成28年5月28日 一部改定施行。



公益社団法人 日本臨床細胞学会  
科学研究費助成事業－科研費－の研究実施に関する施行細則

(目的)

第1条 本施行細則は、公益社団法人日本臨床細胞学会（以下「本法人」という）が行う研究のうち、科研費を受けて行う研究について、その取扱いの方針を定め、もって科研費による研究成果をあげるとともに研究成果の普及を図ることを目的とする。

(組織、研究を行う職)

第2条 研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、研究活動に実際に従事する者（以下「研究者」という）は下の通りである。

本法人会員から研究業績に基づいて選出された本法人評議員の資格を有する者とする。

(研究計画の策定)

第3条 研究者は、科研費による研究については、他の業務に支障を及ぼさない範囲内において自発的に研究計画を立案し、実施するものとする。

- 2 当該研究計画を立案し実施しようとする研究者は、あらかじめ文部科学省又は独立行政法人日本学術振興会が定める様式に従った研究計画調書を作成し、当該調書の写しを本法人に提出し、学術委員会での審議を経て理事会において当該研究計画の承認を受けなければならない。

(研究の実施)

第4条 研究者は、科研費による研究を行う場合は、本法人における研究活動として実施するものとする。

(研究成果の取扱い)

第5条 研究者は、科研費により行った前条の研究については、他の規程等に係わらず、当該研究の研究成果について自らの判断で公表することができるものとする。また、公表に当たっては、自発的に学会等に参加できるものとする。

(研究報告の義務)

第6条 科研費による研究を行う研究者は、科研費に係る施行細則及び交付の際に附される諸条件に従い報告書を作成し、当該報告書等の写しを本法人理事長に提出するものとする。

(管理等の事務)

第7条 科研費の研究計画調書の取りまとめは本法人学術委員会、補助金の経理管理等の事務は、本法人事務局が所掌する。

- 2 本法人事務局は、研究者の依頼に基づいて物品の発注を行う。研究者本人は発注を行わない。
- 3 本法人事務局は業者が事務局に持ち込んだ物品について、品名・数量等を確認後、納品書に検収

印を押印し，研究者の所属する研究室に納品させる．

- 4 本法人事務局は研究者の依頼に基づいて出張伺いの決裁を取る．用務終了後に，出張報告書，領収書及び航空券半券等により事実確認を行う．
- 5 本法人事務局は，研究者からの依頼に基づいて非常勤職員の雇用伺いの決裁を取る．作業終了後に勤務報告等により，事実確認を行う．

#### (研究費の管理)

第8条 研究費は，「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）を踏まえ内部監査を行い，適正に管理する．

- 2 本法人理事長は，内部監査を行う倫理委員会ならびに学術審査委員を指名する．
- 3 監査の対象は，前年度の契約実績の約10%を抽出したものとし，会計書類の検査並びに購入物品の使用状況等に関する研究者からのヒアリングにより確認する．

#### (法令等の遵守)

第9条 本法人に所属する研究者は，科研費による研究の遂行に当たり，関係法令等並びに文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が定める各種の科研費に関する規定を遵守するものとする．

#### 附則

本施行細則は，理事会決議を経て公益社団法人日本臨床細胞学会理事長が制定し，平成27年4月25日から施行する．

# 公益社団法人日本臨床細胞学会 臨床試験審査の指針

## 第1章 総則

(目的)

第1条 本指針は、臨床細胞学に関わる臨床試験が社会一般の人々に有効、かつ公益性の高いことを審査することを目指して定める。

(実施のための組織の設置)

第2条 前条の目的を達成するために公益社団法人日本臨床細胞学会（以下、「本学会」という）は、本学会主導で施行される臨床試験の審査を主たる任務とする臨床試験審査委員会（以下、「本委員会」という）を設ける。

## 第2章 臨床試験審査委員会の業務

(委員会の責務)

第3条 本委員会は、本学会主導で施行される臨床試験について、その倫理的及び科学的な妥当性、及び本学会における臨床試験の適正な実施及び継続の可能性等について、提出資料及び報告等に基づいて審査を行い、その意見を本学会理事長に報告することを主な責務とする。

2 本学会で施行される臨床試験は、平成26年12月22日、文部科学省と厚生労働省が作成した「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（以下、「倫理指針」という）に従うものとし、本委員会は、全ての被験者の人権、安全及び福祉を保護するために審査を行う。

(委員会の構成)

第4条 理事長が指名する5名以上の委員によって構成され、倫理指針に記載された以下の要件を満たさなければならない。委員会に委員長を置き、理事長が指名する。ただし、委員長が職務を遂行できないときは委員長代理を委員の互選により定め、委員長の職務を代行するものとする。委員の任期は2年とし、継続を妨げない。

2 本委員会の構成は、研究計画書の審査等の業務を適切に実施できるよう、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。1) から3) までに掲げる者については、それぞれ他を同時に兼ねることはできない。会議の成立についても同様の要件とする。

- 1) 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者が含まれていること
- 2) 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者が含まれていること
- 3) 研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることのできる者が含まれていること
- 4) 本委員会の設置者の所属機関に所属しない者が複数含まれていること
- 5) 男女両性で構成されていること
- 6) 5名以上であること

(委員会の運営)

第5条 本委員会は、原則として年2回開催する。ただし、理事長から緊急に意見を求められた場合は随時開催することができる。

(委員会の報告内容)

第6条 判定は本委員会の全会一致をもって行い、次のいずれかによる。

- 1) 適正である
- 2) おおむね適正であるが、一部付帯意見あり
- 3) 不適正である

2 委員長は、本委員会の審査結果について速やかに理事長に審査結果報告書により報告するものとする。臨床研究審査結果報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 1) 審査した臨床研究名と資料
- 2) 審査年月日
- 3) 判定（付帯意見の場合はその内容、不適正の場合はその理由を含む）

### 第3章 臨床試験申請者

(臨床試験申請者)

第7条 本学会主導で臨床試験を行おうとする者は、別に定める臨床試験審査申込書を本学会理事長に提出し、本委員会において審査を受けるものとする。

2 臨床試験責任者は、本学会の社員であること。

#### 附則

1. この指針は平成27年4月25日から施行する。



## 公益社団法人 日本臨床細胞学会 学術集会収支報告に関する施行細則

(目的)

第1条 この施行細則は、公益社団法人日本臨床細胞学会(以下「本法人」という)の学術集会に関する収支状況を正確かつ迅速に把握し、本法人の事業活動の計数的統制とその能率的運営を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この施行細則は、本法人が開催する春期大会と秋期大会について適用する。

(勘定科目設定及び収支報告書作成)

第3条 各大会の収支状況を的確に把握するため、必要な勘定科目を設けるとともに、当該科目に基づき収支報告書を作成する。

(監事の監査)

第4条 春期・秋期大会それぞれの収支報告書は、監事監査の対象とする。

2 収支報告書は、監事監査日の1カ月前までに、事務局に提出するものとする。

具体的な提出期限は、以下の日とする。

- 1) 春期大会の提出期限については、当年度の秋に開催する監事監査日の1カ月前の日
- 2) 秋期大会の提出期限については、翌年度の春に開催する監事監査日の1カ月前の日
- 3) 収支報告書の説明のため、大会長並びに大会会計担当者は上記2の監事監査に出席するものとする。

(大会計理マニュアル)

第5条 各大会の運営事務局は、計理に関する詳細については学術集会に関する大会計理マニュアルに従って運営を行うものとする。

(施行細則の改廃)

第6条 本施行細則の改廃は、理事会の承認を経なければならない。

### 附 則

1. この施行細則は、2015年(平成27年)11月21日から施行する。
2. 2017年(平成29年)11月18日に一部改定し、大会計理マニュアルに関しては、2018年(平成30年)1月1日から施行する。